

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の沿革

犬山城は天文（1532～55）初年頃、織田信長の叔父である織田信康によって築城されたとされる。その後、目まぐるしく城主が交代するが、元和3年（1617）、尾張徳川家付家老である成瀬正成が城主となって以降は、近世を通して成瀬氏が城主を務め、明治維新を迎えた。天守は明治24年（1891）の濃尾地震で大きな被害を受け、一時は取壊しの可能性もあったが、明治28年（1895）に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地が旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡された。愛知県から譲渡を受けて以降、天守は成瀬家の所有となっていたが、平成16年（2004）に財団法人犬山城白帝文庫（現公益財団法人）が設立され、個人所有から財団所有となった。

犬山城が所在する城山は、昭和6年（1931）に名勝木曾川の一部として指定を受け、保護が図られてきたが、史跡としての観点から犬山城の歴史的価値を立証し、適切な保護を図るため、平成20年度（2008）から城郭内の遺構確認のための調査を開始し、『犬山城総合調査報告書』として取りまとめた。その成果を受けて、「戦国期から近世にかけての城郭の変遷、政治・軍事のあり方を知る上で重要である」として平成30年（2018）2月13日に国の史跡に指定された。

犬山城は、犬山市のシンボルとして市民の誇りであるとともに、多くの来訪者が歴史や文化に触れあえる場所でもある。犬山城の年間入場登閣者数は、平成15年（2003）に過去最低の19万585人にまで落ち込んだが、国宝天守や城下町に残る歴史的建造物等の「本物」を切り口とした観光キャンペーン等が奏効し、平成26年（2014）には50万人を超えるまでに回復した。

その後も来訪者は増え続け、平成30年（2018）には約62万人を数えるに至ったが、来訪者の増加や社会環境の変化に伴い、犬山城全体の保存・活用にあって様々な課題が生じており、こうした課題を解決しながら、保存と活用をバランス良く進めるための方策を検討する必要が生じてきた。

このような状況から犬山市では、先人が残してくれた貴重な文化遺産としてより価値を高め、確実に次世代に継承していくため、国宝天守と史跡の保存活用計画を一体化して策定することとし、令和3年（2021）3月に「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）を策定し、同年6月に文化庁の認定を受けた。

保存活用計画策定中に発生した新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るい、令和2年（2020）には入場登閣者数が約26万人にまで落ち込むなど、観光面で犬山城は大きな影響を受けた。また、ソーシャルディスタンスという新たな概念が誕生するなど、文化財の活用のあり方にも大きな変化をもたらした。新型コロナウイルス収束後は、各種制限が解除され、インバウンド需要の高まりなども要因となって、来訪者は再び増加し、令和6年（2024）には過去最高となる65万2,385人を記録している。

このような社会情勢の中、保存活用計画に基づき、史跡犬山城跡を将来にわたり保存するための整備を着実に進めるとともに、まちづくりの核として犬山城のさらなる活用を図るための整備の計画として、今回「史跡犬山城跡整備基本計画」を策定した。

第1章 計画策定の経緯と目的

1-2 計画の目的

本計画は、保存活用計画において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、犬山市のシンボルである犬山城を貴重な文化財として適切に保存して次世代にその価値を継承し、市民や国内外の来訪者が犬山城の魅力や価値を身近に感じることができるとともに、城下町のまちづくりの核となる地域資源としての活用を推進するための整備の基本方針と具体的な整備のための事業計画を定めるものである。

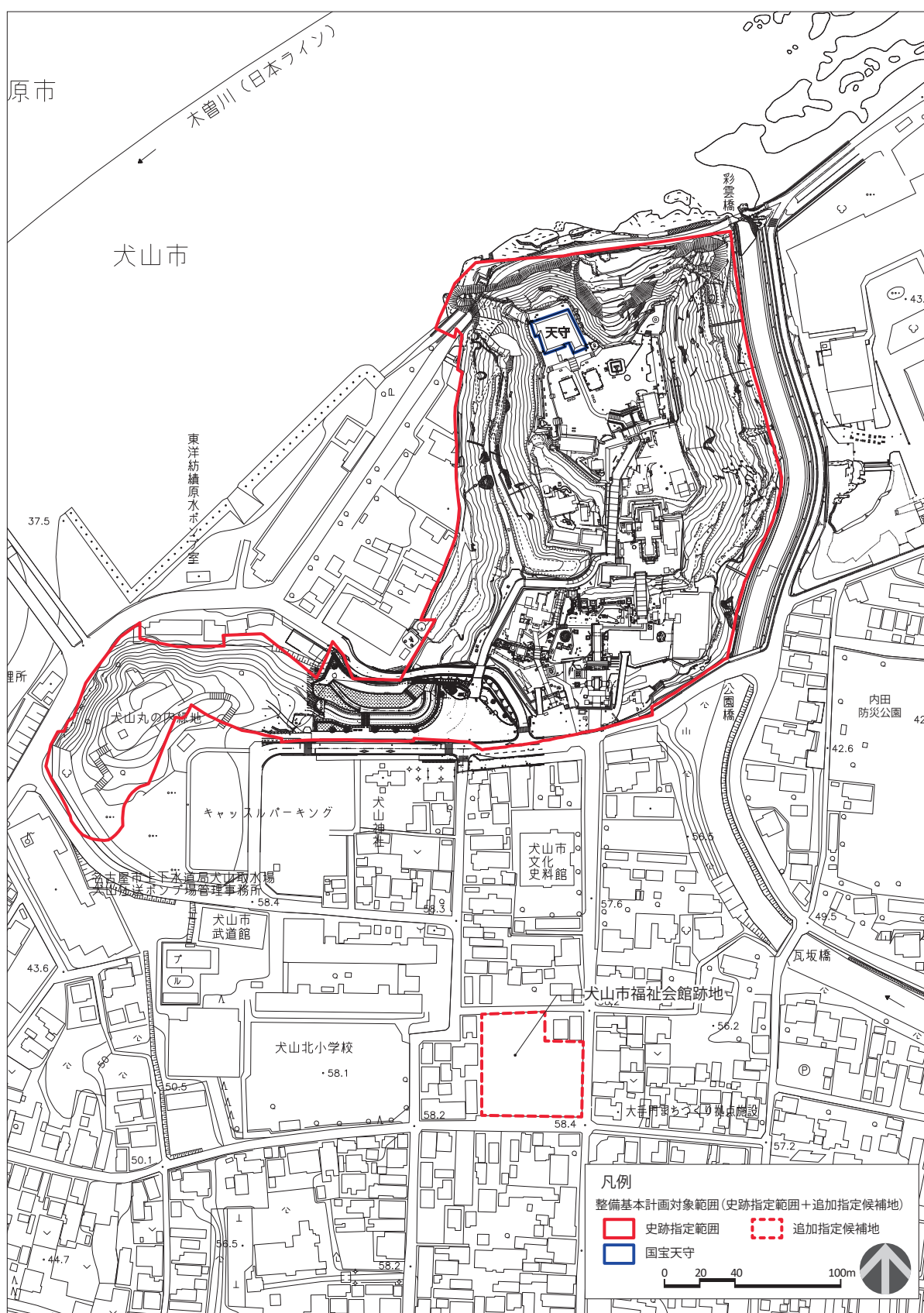
1-3 計画期間

計画期間は令和7年度(2025)から令和16年度(2034)までの10年間とし、今後の学術調査、研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。

1-4 計画対象範囲

史跡犬山城跡は、現存国宝天守を有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡であり、平成30年(2018)2月13日に国の史跡に指定された。また、犬山市福祉会館跡地や旧大手門まちづくり拠点施設は、絵図、古写真等の史料調査及び過去の発掘調査により大手門枳形跡にあたるとされている。令和2年度(2020)に建物が解体撤去された犬山市福祉会館跡地については、令和3年度(2021)に発掘調査を実施して遺構の残存状況を確認し、史跡追加指定の手続きを進めている。一方で、旧大手門まちづくり拠点施設については、当面の間建物を存続させ、民間事業者により活用されることが決定した。以上のことから、本計画では、国宝天守を含む史跡指定地と、追加指定候補地である犬山市福祉会館跡地を計画対象範囲とする。ただし、針綱神社、三光稲荷神社の境内地については、主に史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素の保存のための整備を計画の対象とする。

計画対象範囲については図1.1に示す。



第1章 計画策定の経緯と目的

1-5 計画策定の体制と検討の経過

1-5-1 委員会組織

表 1.1 犬山城調査整備委員会

役 職	氏 名（所属）（敬称略）
委員長	麓 和善（名古屋工業大学名誉教授）
副委員長	高瀬 要一（元奈良文化財研究所文化遺産部長）※令和4年度 千田 嘉博（名古屋市立大学高等教育院教授・奈良大学特別教授） ※令和5・6年度
委員	白水 正（犬山城白帝文庫歴史文化館館長）
	鈴木 正貴（愛知県埋蔵文化財センター主任研究員）
	千田 嘉博（名古屋市立大学高等教育院教授・奈良大学特別教授） ※令和4年度
	西形 達明 （関西大学名誉教授・協同組合関西地盤環境研究センター 顧問）
オブザーバー	岩井 浩介（文化庁文化資源活用課整備部門調査官）
	浅野 啓介（文化庁文化財第二課史跡部門調査官）
	山内 良祐（愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室技師）※令和4・5年度
	尾崎 綾亮（愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室技師）※令和6年度
	成瀬 淳子（公益財団法人犬山城白帝文庫理事長）
	宮田 昭男（公益財団法人犬山城白帝文庫理事）

1-5-2 委員会開催経過

表 1.2 委員会開催経過

開 催 日	議 題
第1回 開催日：令和4年8月23日（火） 場所：犬山市役所5階501・502会議室	・ 令和4年度 犬山城関連主要事業（案）について
第2回 開催日：令和4年12月22日（木） 場所：犬山市役所5階501・502会議室	・ 史跡犬山城跡整備基本計画について ・ 史跡追加指定範囲について
第3回 開催日：令和5年3月23日（木） 場所：犬山市役所2階201・202会議室	・ 黒門跡発掘調査について ・ 史跡犬山城跡整備基本計画について ・ 史跡追加指定範囲について
第4回 開催日：令和5年7月7日（金） 場所：犬山市役所2階201・202会議室	・ 史跡犬山城跡整備基本計画について
第5回 開催日：令和6年3月22日（金） 場所：犬山市役所4階401会議室	・ 大手門の復元について ・ 史跡犬山城跡整備基本計画について
第6回 開催日：令和6年8月23日（金） 場所：犬山市役所4階401会議室	・ 史跡犬山城跡整備基本計画について

開催日	議題
第7回 開催日：令和6年12月3日（火） 場所：犬山市役所4階401会議室	・史跡犬山城跡整備基本計画について
第8回 開催日：令和7年2月26日（水） 場所：犬山市立図書館2階 視聴覚室	・史跡犬山城跡整備基本計画について

1-6 関係法令

本計画における、関係法令と犬山市の行政計画との位置づけは図1.8のとおりである。

犬山城に関連する法規は以下の通りである。

（1）文化財保護法

文化財保護法は、『文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的』とした法律（第1条）である。

この法律では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努力をしなければならない」と定められている。また、史跡の所有者は、当該史跡の管理及び復旧に当たるものとするが、この法律により定められている。

史跡指定地内において、現状を変更する際、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、その権限に属する事務の一部は、史跡の管理団体である犬山市が行うとされる。

本丸に位置する天守は国宝に指定されており、公益財団法人犬山城白帝文庫が所有、犬山市が管理団体として管理、運営を行っている。

また、史跡指定地は、「名勝木曾川」の指定範囲の一部でもある。現状変更行為については、高さ、色彩及び植栽などにも配慮し、名勝地の景観を著しく損なうものは認められない。

【史跡】

名 称：犬山城跡

指定年月日：平成30年（2018）2月13日

指定位置：愛知県犬山市大字犬山字北古券65番3外

指定面積：45,905.63平方メートル

指定基準：二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明：第3章3-1-1を参照。

【名勝】

名 称：名勝木曾川

指定年月日：昭和6年（1931）5月11日

第1章 計画策定の経緯と目的

所在地：犬山市、可児市、加茂郡坂祝町、各務原市

指定基準：十．山岳、丘陵、高原、平原、河川、六．峡谷、瀑布、漢流、深淵

指定説明：美濃國土田村ヨリ尾張國犬山町ニ亘レル峡谷ニシテ木曾川ノ一部其ノ絶勝ノ尤ナルモノナリ古生層ノ角岩ヲ以テ構成セラル■谷林木ノ幽致ハ湍瀨岩礁ノ奇趣ト相待チ更ニ犬山城ヲ点景トシ遊覽ニ利便多キ特色アル一勝區ヲ成ス

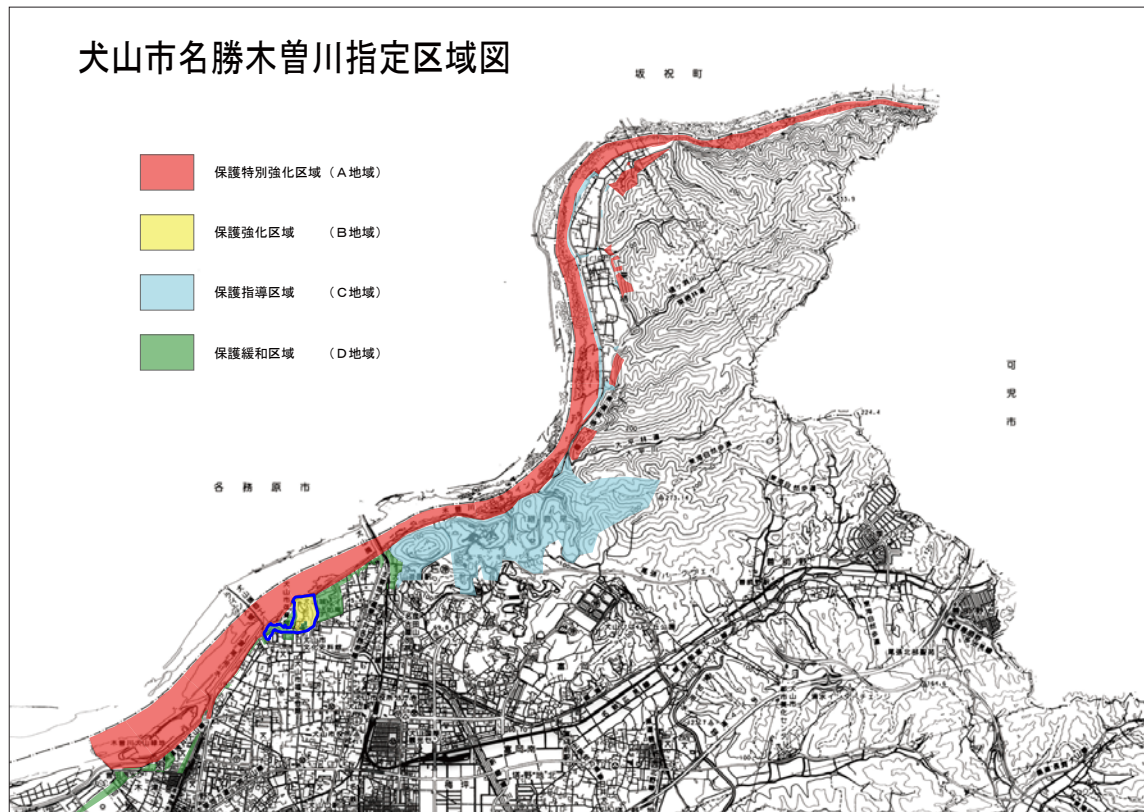


図 1.2 「名勝木曾川」指定区域図

【国宝】

① 国宝保存法に基づく指定

名称及び員数：犬山城天守 1 棟

指定年月日：昭和 10 年（1935）5 月 13 日

所在地：同丹羽郡犬山町大字犬山字北古券六十五番地ノ二

構造及び形式等：三層天守、内部四重地階二重、屋根本瓦葺

② 文化財保護法に基づく指定

指定年月日：昭和 27 年（1952）3 月 29 日

所在地：愛知県丹羽郡犬山町大字犬山

構造及び形式等：三重四階、地下二階附、本瓦葺

(2) 都市計画法

都市計画法は、「都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的」(第1条)とする。

犬山市は全体が都市計画区域に指定されており、都市計画区域内における都市施設（道路・公園等）、各種地域地区（用途地域等）、地区計画の決定、変更を行なっている。

区域区分（市街化調整区域）と地域地区（用途地域）

史跡指定地の一部（城山エリア）は、現在の土地利用を維持し、市街化を抑制するものとして、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されている。また、都市計画区域内における「用途地域」から除外されているため、土地の利用目的が定められていない。犬山丸の内緑地と旧犬山市体育館跡地は「第1種住居地域」、史跡指定地南側の「追加指定候補地」は、「近隣商業地域」に指定されている。

都市公園（犬山丸の内緑地）

都市計画法に基づき、都道府県、市町村が設置するものを「都市公園」と呼び、「都市公園」の中で、緩衝緑地として機能するものの一つに「都市緑地」がある。史跡指定地の一部（犬山丸の内緑地）は都市公園として都市計画決定された区域に含まれており、特に「都市緑地」として、都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るために設けられている。「都市緑地」は1カ所当たり面積0.1ヘクタール以上を標準として配置するよう決められており、「犬山丸の内緑地」は0.9ヘクタールの面積を有する。

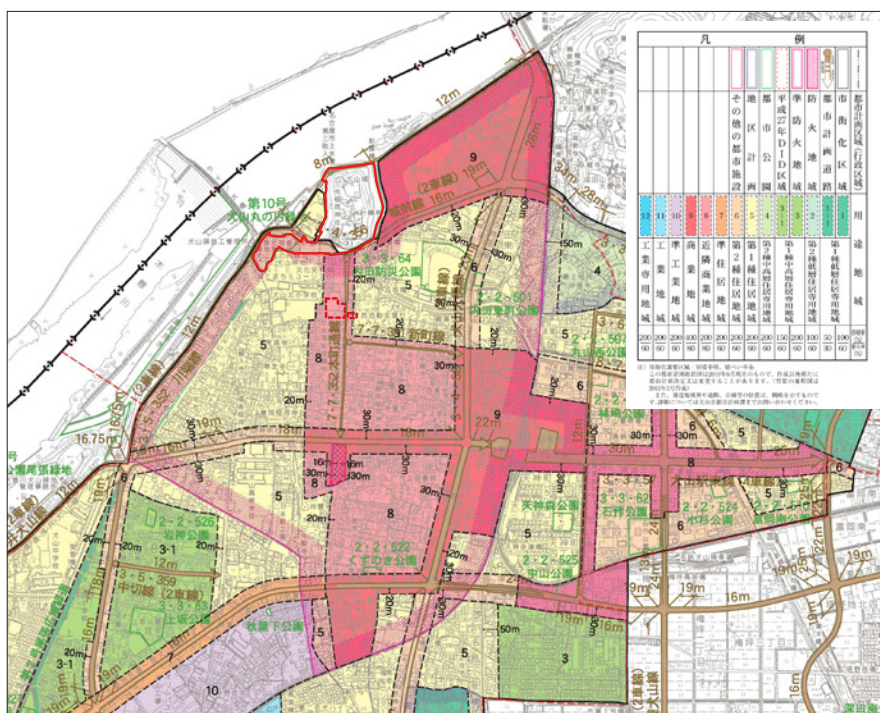


図 1.3 史跡指定地周辺の用途地域図（一部加工）（地図内赤枠は史跡指定地及び追加指定候補地）

第1章 計画策定の経緯と目的

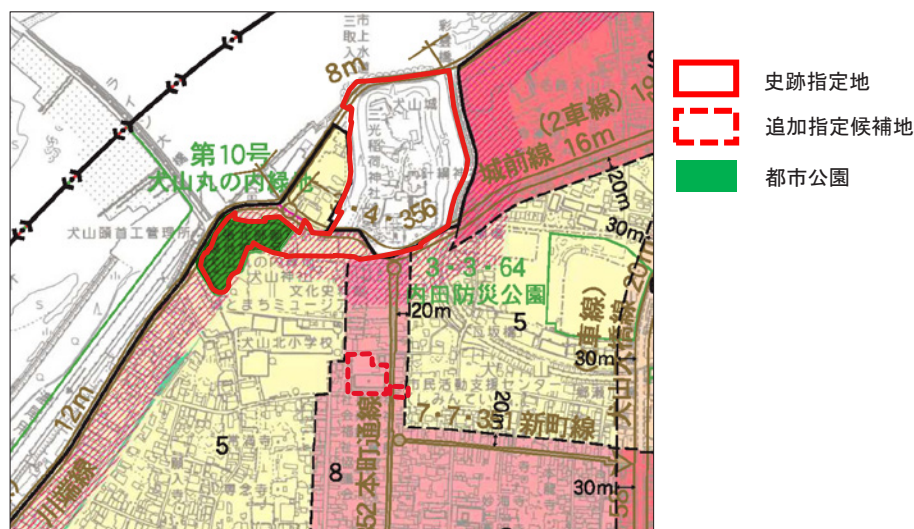


図 1.4 図 1.3 の拡大図（加工）

準防火地域

城山エリアを除く史跡指定地は「準防火地域」に該当する。「準防火地域」とは「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」を指す。「準防火地域」内の建築物については、用途により柱や屋根など、内・外装に一定の規制が発生する。

（3）森林法：風致保安林

森林法は、「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的」（第1条）に、昭和26年（1951）に定められた法律である。この法律では、水源の涵養、土砂流出及び崩壊の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林を保安林とし、その指定と目的に応じて、17種類の保安林が設定されている。保安林指定区域内においては、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならないと定められている。また、伐採した後は、保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件に応じて、植栽をしなければならないことになっている。

史跡指定地は「風致保安林」に指定されている。「風致保安林」とは、名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合にこれを保存する目的で指定されるものである。

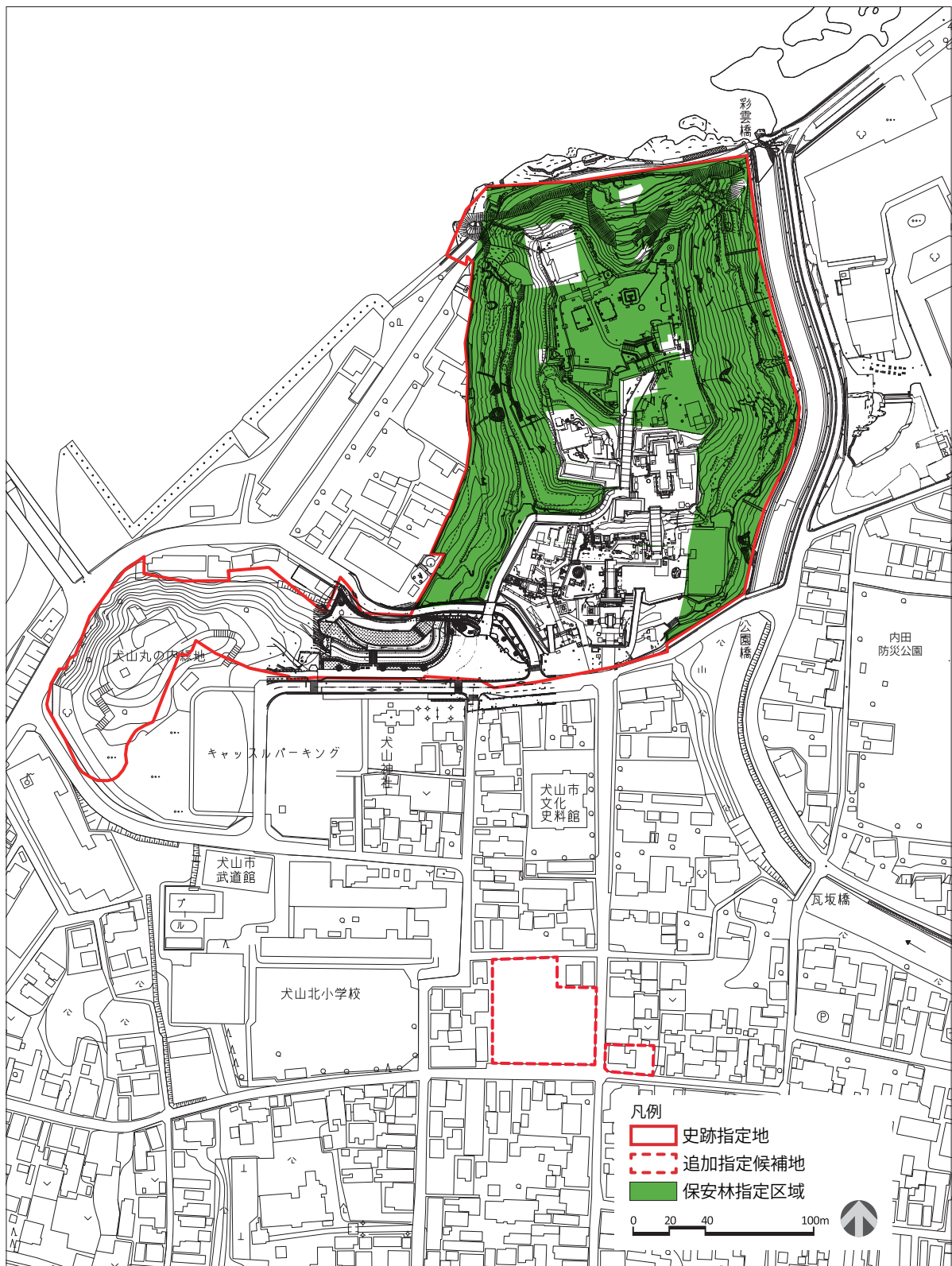


図 1.5 史跡指定地における保安林指定区域

（４）自然公園法（国定公園）：飛騨・木曽川国定公園

自然公園法は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律である。環境大臣が指定する、「国立公園」、「国定公園」及び都道府県知事が指定する、「都道府県立自然公園」があり、自然環境の保護と、快適な利用を推進する。国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理する。

史跡指定地の一部（城山エリア）は、「飛騨・木曽川国定公園」の「第2種特別地域」に指定されている。「特別地域」は、公園の風致を維持するための地域であり、特に「第2種特別地域」は農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域である。「第2種特別地域」では、当該区域内での工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、動植物の捕獲・採取、本来の生息地でない動物の放鳥獣、本来の生育地でない植物の植栽、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用などの行為については愛知県知事の許可が必要となっている。

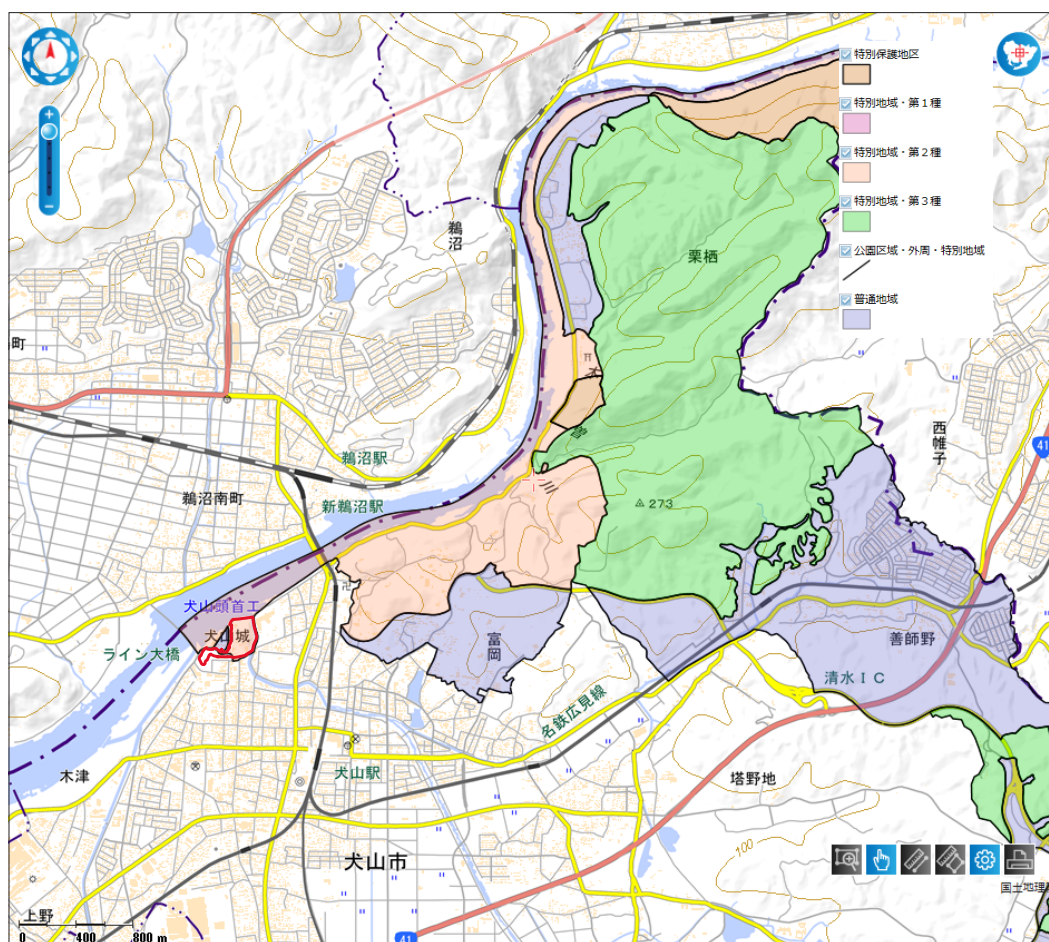


図 1.6 飛騨・木曽川国定公園の地区区分図（地図内赤枠は史跡指定地）

（マップあいち『愛知県自然公園情報マップ』環境局環境政策部自然環境課調整・施設・自然公園グループ作成より抜粋、一部加工）

（５）土砂災害防止法

「土砂災害防止法」は、「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的」（第1条）として定められた法律である。

犬山市は急傾斜地の崩壊や土石流の発生の可能性がある区域が多く、土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）として 316 カ所が指定済みであり、そのうち土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）が 272 カ所に上る。

史跡指定地及び国宝天守は、通称「城山」と呼ばれる木曾川沿いに接する標高約 85 メートルの独立丘陵に位置しているため、斜面部を中心として、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」が重複して指定されている箇所が存在する。

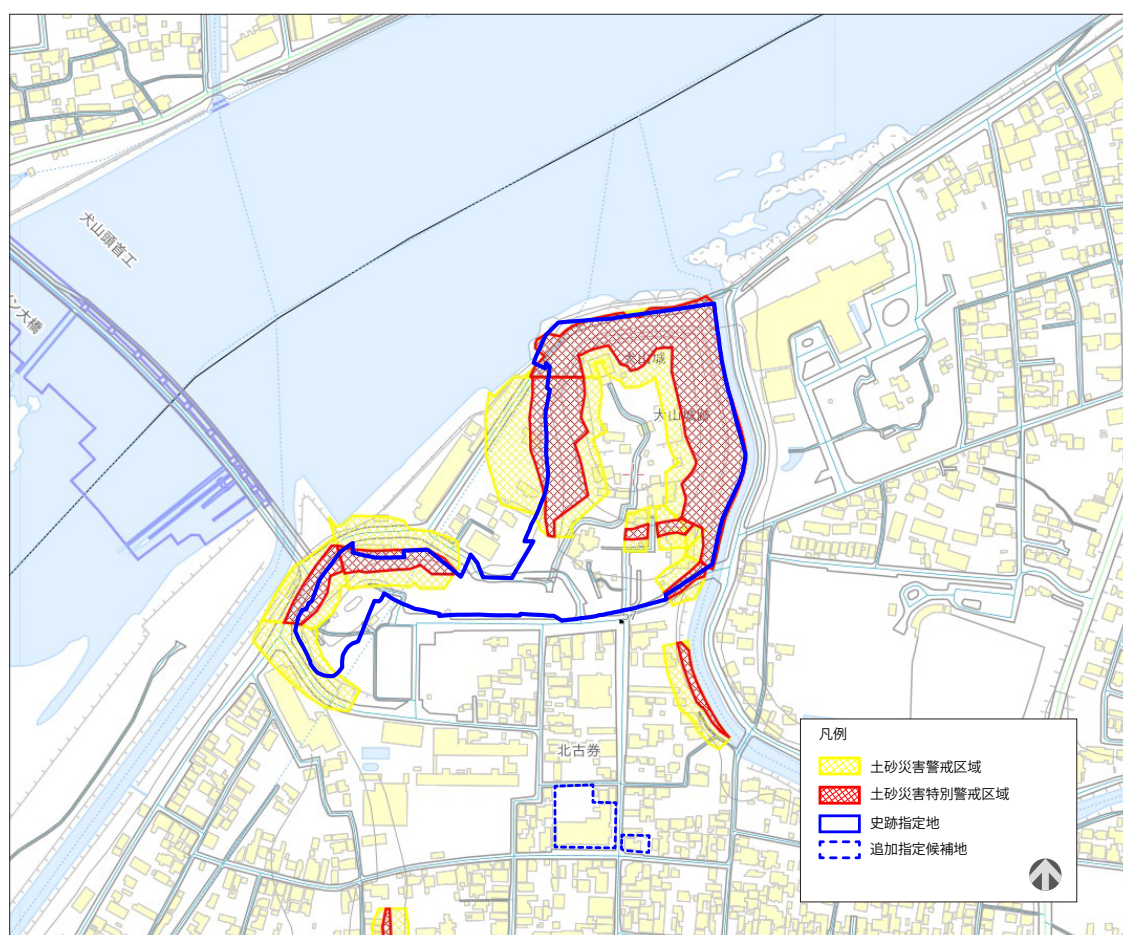


図 1.7 計画対象範囲における「土砂災害防止法に基づく指定区域」（マップあいち『土砂災害情報マップ』愛知県建設局砂防課企画・防災グループ作成より抜粋、一部加工）

（６）犬山市都市公園条例

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が設置する公園または緑地を「都市公園」と呼ぶ。犬山市は、都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置する公園や公園施設等に対して、その設置及び管理について必要な事項を条例で定めている。

（７）犬山市景観条例

犬山市は平成5年（1993）に犬山市都市景観条例を定め、まちを誇りと愛着と活力のある美しい快適な都市に育て、これを後世に引き継いでいくことに取り組んできた。平成16年（2004）に景観法が制定された後、平成17年（2005）に愛知県初の景観行政団体（政令市、中核市を除く）に認定され、平成19年（2007）に犬山市景観条例を制定した。これまでの城下町中心の景観形成から市全域を対象とした景観形成への見直しを行い、市民と事業者が主役となって、行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組むための“羅針盤”とするための「犬山市景観計画」を平成20年（2008）に策定した。

（８）愛知県屋外広告物条例

「愛知県屋外広告物条例」の上位法は「屋外広告物法」で、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的」（第1条）として定められた法律である。都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。愛知県（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く）は、「愛知県屋外広告物条例」を策定し、犬山市はこの条例の適用対象となっており、許可等の事務については委任を受けて、犬山市がおこなっている。条例内で、「広告物の表示等を禁止する区域の指定」、「広告物の掲出を禁止する物件の指定」、「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置方法の指定」、「広告物の許可等の制限を加える区域の指定」等が規制されている。

計画対象範囲は文化財保護法第109条第1項により指定された地域であることから、条例第2章に規定された広告物の表示及び掲出物件の設置禁止地域となっている。

1-7 上位計画・関連計画

本計画は、犬山市の最上位計画である「犬山市総合計画」、教育部門の最上位計画である「犬山市教育大綱」及び「犬山市教育振興基本計画」に即するとともに、関連する市の個別計画との調整、整合、連携を図りながら策定する。

本項では、文化財に関係する行政計画を中心に概観する。このうち、土地利用や建造物の形態・意匠などの面で、史跡に直接的に関係する犬山市都市計画マスタープランと犬山市景観計画についてもその概要を述べる。

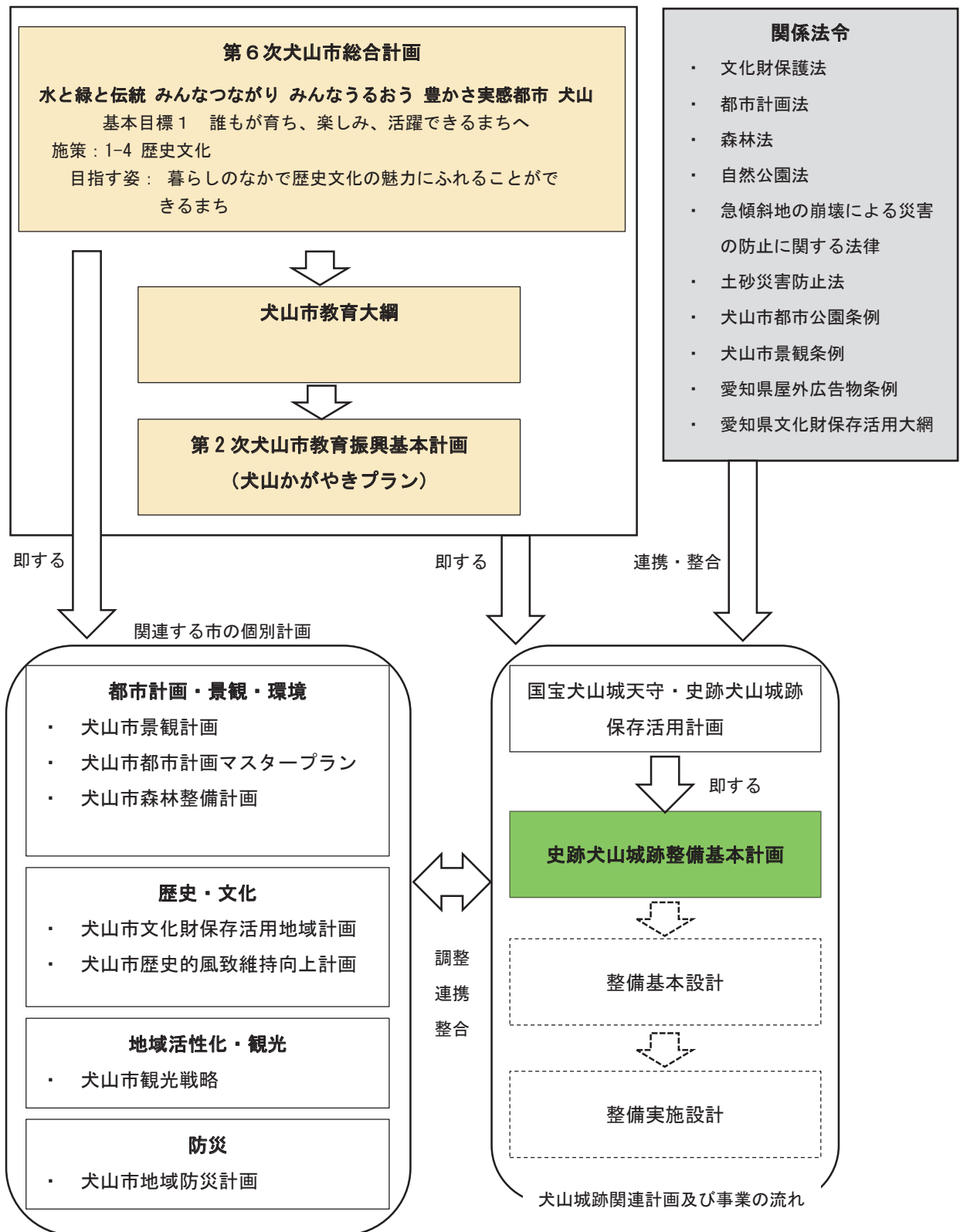


図 1.8 「史跡犬山城跡整備基本計画」の位置づけ

第1章 計画策定の経緯と目的

1-7-1 上位計画

（1）第6次犬山市総合計画〔令和5年（2023）3月策定〕

市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。令和5年（2023）3月に策定された第6次犬山市総合計画では、まちの将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」と定め、その実現に向けた3つの基本目標を掲げている。令和12年度（2030）までの8年間を計画期間とし、計画の進行管理としては、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）のPDCAサイクルにより、評価結果と改善内容を反映した実施計画を毎年度作成し、各施策の取組みの方向性に則した事業を実施することとしている。

犬山城については、「基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」の「施策1-4 歴史文化」に位置付けられ、目指す姿である「暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち」に向けた取組みの方向性として、「門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化」することとされている。また、城山の整備、犬山城大手門枳形跡整備が「重点事業」に位置付けられている。

まちの将来像	水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山	
基本目標	基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ 基本目標2 産業が栄えるまちへ 基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ	
施策	1-4 歴史文化	
	【目指す姿】 暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち	【取組みの方向性】 歴史文化資源の保存、活用の推進 犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。

（2）犬山市教育大綱〔令和5年（2023）3月策定〕

「第6次犬山市総合計画」に掲げる「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」の実現のために、犬山市の教育について、めざす方向性や担い手となる様々な主体の役割、取組みの方向性などの根本的な方針を定めたもの。基本理念を「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」とし、対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたる。期間は令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間となっている。

（3）第3次犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）〔令和5年（2023）4月策定〕

教育基本法第17条第2項に基づき地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本

的な計画」として、犬山市教育大綱の下、教育に関する個別の施策と具体的な取り組みを定めたもの。計画期間は、令和5年度(2023)から令和9年度(2027)までの5年間。犬山城に関しては、「4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】」の目標1「歴史文化資源の保存・活用を図ります。」の中に、「施策1 犬山城保存活用事業」が位置づけられている。

（４）愛知県文化財保存活用大綱〔令和2年（2020）9月策定〕

愛知県は文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取り組みを進めていく上での共通の基盤を提示することを目的として、法第183条の2の規定に基づく文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱となる、「愛知県文化財保存活用大綱」を策定した。

この大綱は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6分野を基本とし、国や県、市町村による指定が及んでいない未指定の文化財も対象としている。また、埋蔵文化財や、文化財を次世代に継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術に加え、生活文化や大衆娯楽、地域の名産品や郷土料理、地場産業や名所・旧跡など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべき歴史文化的所産についても対象としている。

この大綱は、「1. 文化財の保存・活用に関する基本的な方針」、「2. 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置」、「3. 県内市町村への支援の方針」、「4. 防犯・防災対策と緊急時の対応」、「5. 文化財の保存・活用の推進体制」の5つを主軸として構成されており、指定文化財については現状と課題を明確化し、それに対する対応の指針や措置について示している。また未指定の文化財及び歴史文化的所産についてもいくつかの類型に分類し、将来的な保存と活用に結び付くよう、文化財の把握と評価の再検証に努め、保護措置の拡大も視野に入れた方針を示している。

（５）犬山市文化財保存活用地域計画〔令和5年（2023）3月策定〕

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に位置付けられるものである。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものである。文化財保護の基本方針を定めるマスタープランと、実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての役割を担う。

犬山市では、令和2年度(2020)から令和4年度(2022)にかけて「犬山市文化財保存活用地域計画」の作成を行った。計画期間は令和5年度(2023)から令和14年度(2032)の10年間とするが、社会情勢、法令・国の施策等の状況により、計画期間内であっても適宜見直しを図ることとしている。

法令に基づき指定・登録された文化財だけでなく、未指定のものや伝承・物語、古くからの地名など、文化財保護法上の文化財の定義に収まらない、または収まりにくいものも含めて地域で大切にされているもの、地域の歴史文化にとって重要なものなどを「歴史文化資源」と位置付けて計画の

第1章 計画策定の経緯と目的

対象とし、それらの保存・活用に対して市と文化財等の保存・活用に携わる団体、地域団体等が協働により取り組む措置を定めている。

また、複数の歴史文化資源を市の歴史文化の特徴から導かれるキーワードによってまとめとして捉え、総合的・一体的に保存・活用するための枠組みとして8つの関連文化財群を設定し、市の歴史文化の特徴や価値のわかりやすい発信、総合的な調査研究や包括的な保存管理及び防災・防犯対策等の効果的な推進を図る。

犬山城は、関連文化財群「犬山城下町の整備と発展」、「美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」、「文化観光都市犬山の成り立ち」の構成要素となっている。

1-7-2 関連計画

（1）犬山市景観計画〔令和5年（2023）3月改訂〕

市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域（①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域）に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲（ゾーン）に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。国宝犬山城天守は、「景観の核（拠点）をつくる」構成要素の一つに位置付けられているが、史跡指定地の一部（城山エリア）は、「景観計画区域外」になっている。また史跡指定地の南西側及び犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設は、「犬山城周辺地域（城下町ゾーン）」に含まれており、歴史的な趣が感じられる建造物等をできるだけ原形の状態で保全し、必要に応じて修理するとともに、新たに建てられる建築物に対しては周囲との調和に配慮しながら景観形成を進め、地区全体が城下町としての調和のとれたまちとなるよう取り組むという方針が定められている。景観計画区域では「美しい景観づくりのためのルール」が適用され、建築等の行為に制限がかけられている。

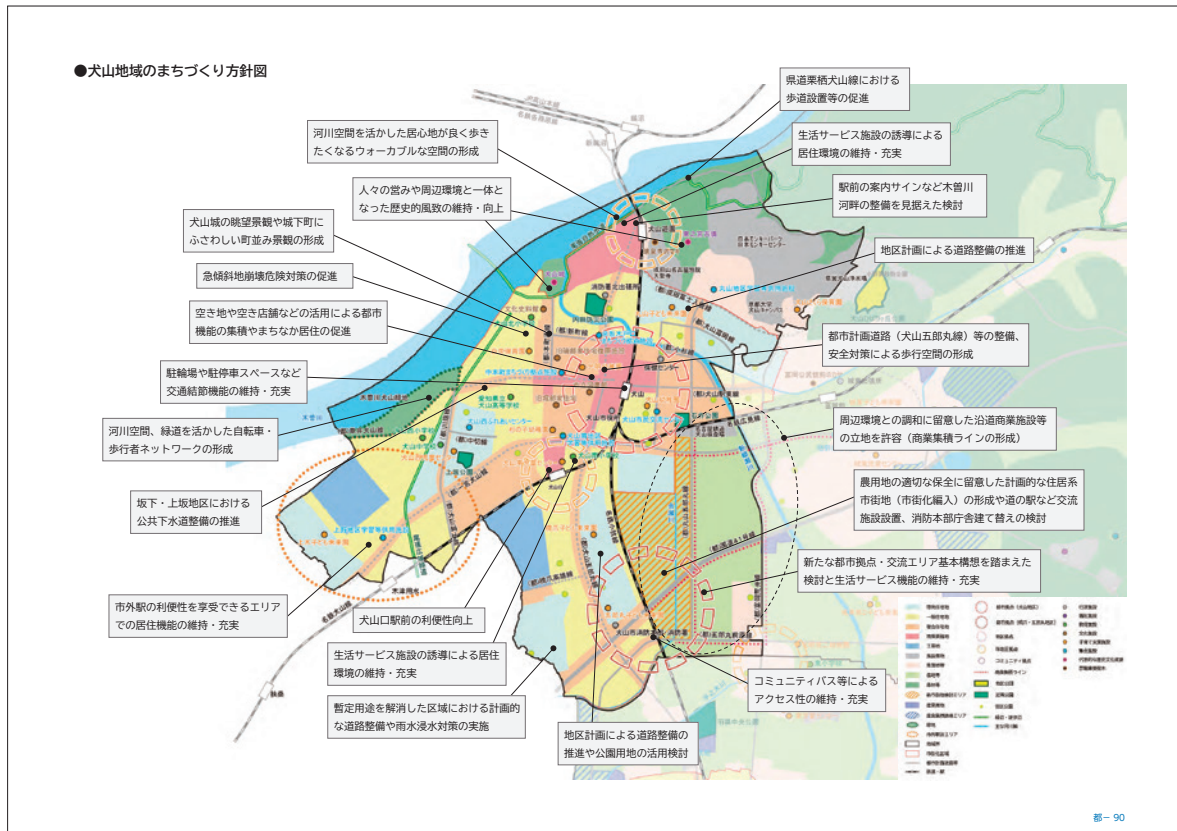
（2）犬山市都市計画マスタープラン〔令和5年（2023）3月策定〕

第6次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすもの。

目指すまちの将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。目標年次は令和12年度（2030）と定められている。

犬山城が所在する犬山地域については、地域別構想の中でまちづくり目標を「都市の魅力を活かした歴史情緒と活気にあふれる、歩いて楽しいまち」と定め、「内田地区の木曽川河川空間を活かし

た居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間の形成」、「犬山城の眺望や城下町にふさわしい町並み景観の形成に向けた建築物の高さ規制などの検討」、「災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進」等のまちづくり方針が定められている。



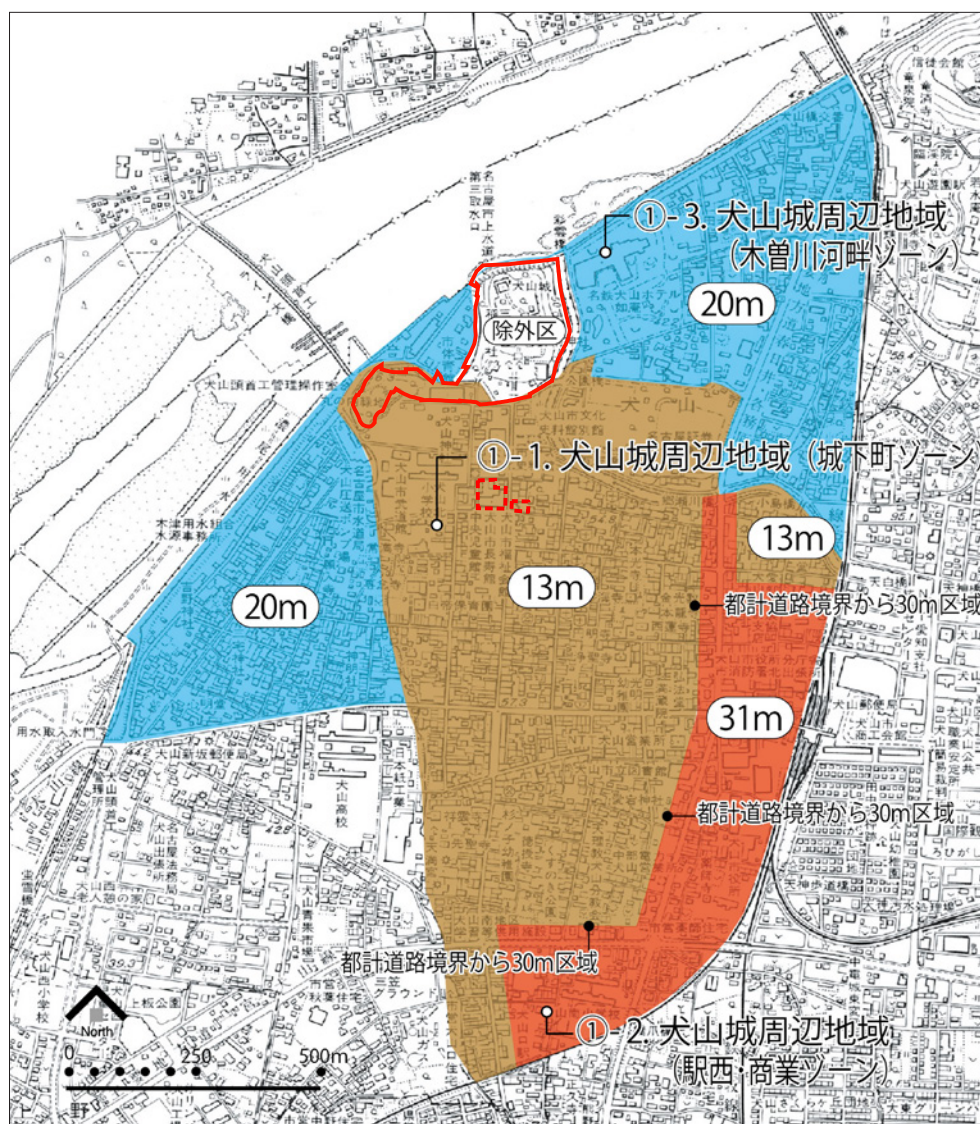


図 1.10 史跡指定地周辺の犬山市景観計画区域区分図（一部加工）（地図内赤枠は史跡指定地及び追加指定候補地）

（3）犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）〔平成31年（2019）3月策定〕

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、文化財などを歴史的資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定するもの。平成31年（2019）3月に国の認定を受けた第2期計画は、計画期間を令和元年度（2020）から10年度（2030）までの10年間としている。犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曾川周辺に見る歴史的風致」、「古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の6つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。犬山城周辺は、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推

進することが必要な区域である「重点区域」に位置付け、「犬山城城郭調査事業」、「犬山城天守修理事業」、「福祉会館解体事業」は、歴史的風致維持向上に資する事業とされている。



図 1.11 犬山市歴史的風致維持向上計画の概要(第2期)(犬山市歴史的風致維持向上計画(概要版)より抜粋)



図 1.12 犬山市の重点区域における施策・事業概要(第2期)(犬山市歴史的風致維持向上計画(概要版)より抜粋)

（４）犬山市森林整備計画〔令和３年（2021）４月策定〕

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林施策に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とする。計画期間は令和３年度（2021）から令和13年度（2031）までの10年間。史跡が所在する区域は、保健文化機能の維持増進を図るための施策を推進すべき森林に分類され、地域独自の景観等が求められることから、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹の育成を推進するよう取り決められている。また、このような地域では、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、非皆伐施策を原則としている。その他、望ましい施策の方法、施策を実施する上での留意事項についても決められている。

さらに史跡指定地は、都道府県知事が策定する「地域森林計画」の対象となる民有林（地域森林計画対象民有林）も含まれおり、この森林整備計画に沿って維持及び整備が行われるため、開発行為を行おうとする場合は、愛知県知事の許可が必要となる。国または地方公共団体による行為は適用除外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。また、立木の伐採を行う際には犬山市長への届出が必要となる。



図 1.13 犬山市森林整備計画の対象となっている民有林の範囲

（５）犬山市地域防災計画〔令和7年（2025）2月修正〕

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え必要があるときは、修正しなければならない（災害対策基本法 第42条）。計画は、「風水害等災害対策編」、「地震災害対策編」、「原子力災害対策編」、そして「様式編」の4部構成となっており、風水害等や地震災害の際の建造物の安全化に対する措置として、文化財保護の観点から応急対策、災害時の対応及び協力体制について方針が定められている。

（６）犬山市観光戦略〔令和4年（2022）3月策定〕

犬山市は観光面において、観光客による市民生活への影響、観光による恩恵が市域全体や市域経済へ行き届かない等の課題があり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大は観光分野にも大きな影響を与えた。こうした課題を行政及び市民、観光関係者が共有し、一丸となって、犬山市における観光の更なる飛躍と観光産業の成長、魅力の向上、そして持続可能な観光まちづくりに資することを目的として策定された。計画期間は、令和4年度（2022）から令和13年度（2031）までである。観光分野における「犬山らしさ」の基本コンセプト、「犬山三景 水景・城景・緑景」の3つの柱を軸として、観光施策推進のビジョンを掲げると同時に、特に重要であると位置づけ、重点的に実施する取組みを提示している。

◆施策を推進していくゾーンの設定

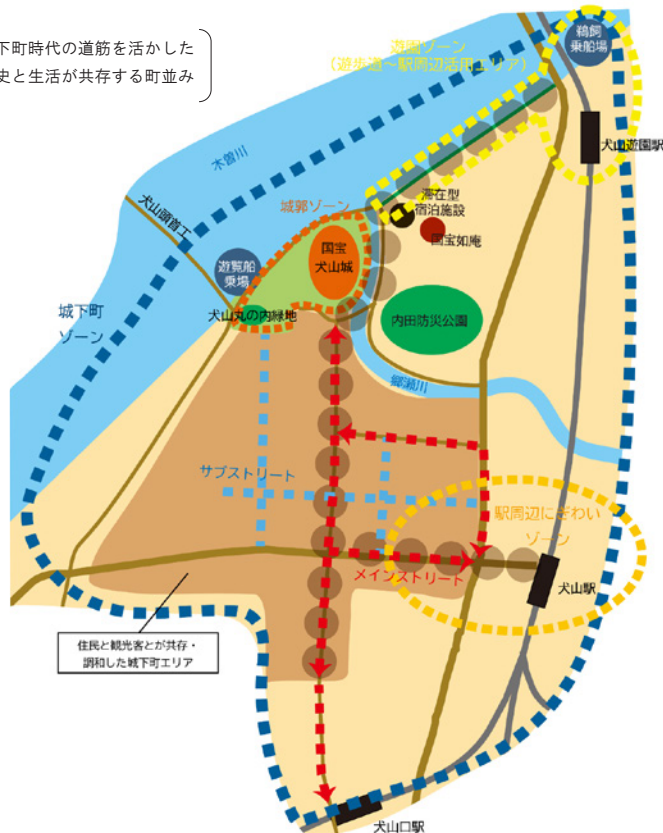
対象	ゾーン名	内容
市全域	歴史文化ゾーン	城、城下町、神社仏閣、テーマパーク(建築物・世界の民族文化など)、古墳などの歴史・文化に触れ、学ぶことができるゾーン
	環境学習ゾーン	緑豊かな空間で自然を楽しみ、学ぶことができるゾーン
	自然体験ゾーン	木曽川や入鹿池をはじめとした水環境や里山などの自然環境を活かしたアクティビティやアウトドアを楽しむゾーン
犬山城下町エリア	城郭ゾーン	犬山観光の象徴である国宝犬山城及び周辺施設の歴史や価値を感じ、楽しむことができるゾーン
	遊園ゾーン	木曽川河畔の美しい景観に親しむとともに、住民と観光客が憩い、楽しむことができるゾーン
	城下町ゾーン	城下町のまちなみを体感することができ、宿泊・飲食・買物などの観光機能を楽しむことができるとともに、住民の暮らしと観光客との調和を図るゾーン
	駅周辺にぎわいゾーン	犬山観光の玄関口として、市民とともに観光客も活気にぎわいを感じられるゾーン

図 1.14 犬山市観光戦略における観光施策推進の軸となるゾーン（犬山市観光戦略より抜粋）

第1章 計画策定の経緯と目的

②犬山城下町エリア

（城下町時代の道筋を活かした
歴史と生活が共存する町並み）



凡 例	
	城郭ゾーン
	遊園ゾーン
	城下町ゾーン
	駅周辺にぎわいゾーン
	住民と観光客とが共存・調和した城下町エリア
	公園
	船着場
	鉄道網
	道路
	遊歩道

【観光まちづくり軸】

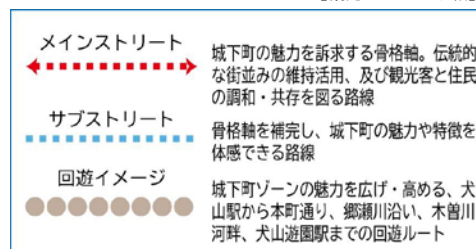


図 1.15 「犬山城下町エリア」における各ゾーンの配置とゾーン相互の連携（犬山市観光戦略より抜粋）

1-8 史跡犬山城跡に関連する計画

（1）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画〔令和3年度（2021）策定、同年6月文化庁より認定〕

犬山城跡は平成30年（2018）2月13日に文化庁告示号外第29号において史跡に指定され、「史跡犬山城跡」となった。犬山市は史跡の管理団体に指定され（平成30年（2018）7月30日付 文化庁告示第68号）、史跡の保存管理を行っている。史跡の指定に伴い、犬山市は国宝天守を含む、保存活用計画の策定に令和元年度（2019）から着手し、令和3年度（2021）に策定、同年6月に文化庁より法定計画として認定された。

国宝天守及び史跡に関する諸課題をクローズアップし、解決への方針及び方法を明確にし、犬山城の今後の保存管理に万全を期するとともに、歴史遺産としての保存・活用及び整備の計画的な推進につなげることを目的としている。

計画の中で、犬山城が犬山市のシンボルとして、また、城下町のまちづくりの核として機能するための保存活用の大綱を掲げ、その実現のために保存管理、防災、活用、整備、運営・体制に関する基本的な考え方となる基本方針を定めている。保存活用の基本方針を下記に記す。

基本方針

(1) 保存管理

国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の文化財的価値及び本質的価値を確実に後世に継承し、周辺環境を含めた歴史的景観を保全するため、天守及び遺構等の厳密な保存管理を行う。

(2) 防災

想定される災害に備えた防災・防犯の管理方法及び管理体制を構築して、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を保護するとともに、来訪者等の安全性の向上を図る。

(3) 活用

情報発信及び企画催事等の充実により、犬山城への理解を深めるとともに、周辺施設と連携しながら、さらなる魅力の向上を図る。

(4) 整備

国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び歴史をわかりやすく伝え、犬山城ならではの魅力の向上を図る「活用のための整備」を計画的に進める。

(5) 運営・体制

犬山城の保存、活用及び整備を着実に推進するため、多様な主体との連携を強化した運営体制の構築及び必要な財源の確保を図る。

第1章 計画策定の経緯と目的

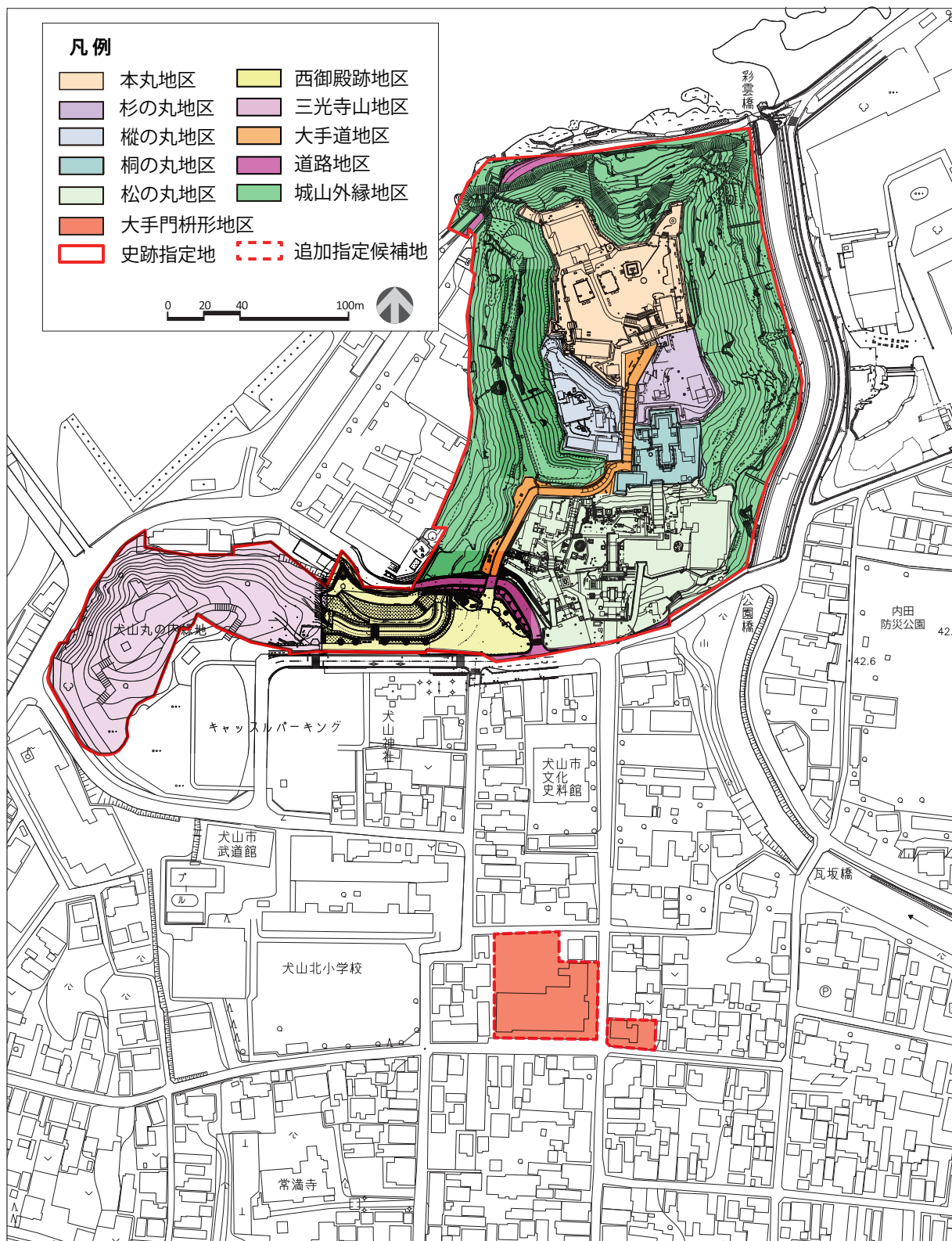


図 1.16 保存活用計画における計画対象範囲内の保存管理と活用に向けた地区区分図（保存活用計画から抜粋）

ゾーニング

史跡犬山城跡は文化財、宗教施設、公園等の多様な機能を有し、土地利用状況も多様であることから、適切な保存管理と活用を図るに際して、史跡指定地内を10の地区に区分し、地区ごとの保存管理の方針や、現状変更等の取扱基準について整理している。

地区区分にあたっては、城地としての本来の役割、機能に応じて区画された曲輪跡に準ずることが合理的であるため、曲輪跡をそれぞれ地区として設定した。さらに現在は都市緑地となっているかつての三光寺山を一つの地区として「三光寺山地区」、かつて西御殿があった場所を「西御殿跡地区」とした。また犬山城の縄張りを曲輪とともに構成する重要な要素として「大手道地区」、そして城山の外周、北側、東側、西側を取り囲む山麓の部分を「城山外縁地区」として設定した。また史跡指定地内を走る市道については「道路地区」として設定した。犬山市福祉会館跡地についても、平成23年度(2011)に実施した駐車場の一部の調査により堀の斜面や土塁等の遺構が検出されており、犬山城の大手門枡形跡に関連する遺構が残存することが確認されていたことから、大手門まちづくり拠点施設敷地とともに史跡の追加指定候補地として検討されていたため、犬山城の本質的価値を構成する諸要素等が地下遺構として所在しているとし、史跡指定地同様、一つの地区として捉え、「大手門枡形地区」として11番目の地区に分類している。

樹木管理

保存活用計画では、史跡内の樹木(群)管理の考え方に基づき、3つの管理ゾーン(曲輪・三光寺山・城山外縁)に植生する樹木を下記①～⑤の観点から管理対象木として選定し、それぞれの管理方針と管理方法を取り決めている。

【樹木管理の考え方】

- ・史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす樹木を適切に管理し、石垣などの遺構の保全を図る。
- ・景観の中心である天守の眺望を阻害する樹木や景観を乱す樹木を適切に管理し、眺望・景観の向上を図る。
- ・来訪者の安全確保に支障となる樹木を適切に管理し、憩いの場としての環境整備を図る。
- ・木曽川河畔に成立する自然性の高い植生(シイ・カシ林)を適切に管理し、健全な育成を図る。

【管理対象木の5区分とその概要】

- ① 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・支障木(損傷(石垣)、崩落(亀裂)、倒伏(侵食・根返り)、損傷(石積))
- ② 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・天守の眺望に影響する樹木
- ③ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・支障木(衰弱(幹折れなど))

- ④ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・支障木（衰弱（幹折れなど）、遷移初期種の樹木等、つる植物
- ⑤ 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・樹冠スカイライン※を乱す樹木

※樹冠スカイライン：樹林の樹冠が形成する連続的なライン。周囲の樹冠の高さから突出した樹木があるとスカイラインが乱れるため、景観を損なう可能性がある。

1-9 保存活用計画と「史跡犬山城跡整備基本計画」との関連性

令和3年度（2021）に策定された保存活用計画は、城郭としての本質的価値である国宝天守と堀や石垣、登城道、櫓や門跡等の遺構について、適切な保存を図るための方針と方法、現状変更が認められる行為について示し、それに基づいて、保存のための整備と活用のための整備の方向性をまとめたものである。その目的は国宝天守及び史跡に関する諸課題をクローズアップして、解決への方針及び方法を明確にし、犬山城の今後の保存管理に万全を期するとともに、中・長期的な観点から、歴史遺産としての保存・活用及び整備を計画的に推進することである。

この計画では、史跡等の本質的価値を明確にし、将来にわたって確実に保存するための「保存管理」、国宝天守及び史跡等を災害や犯罪から守る「防災」に関する分野について方針と方法を明示することが基本となる。さらに、本質的価値を理解し、来訪者にわかりやすく伝える「活用」に関する分野（公開、施設設置、ソフト面の施策等）、保存のための整備（復旧）及び活用のための施設整備といった「整備」に関する分野、上記4つを一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、取り組みを円滑に進めるための「体制」に関して記載している。

一方、「史跡犬山城跡整備基本計画」は、上述の保存活用計画において示された保存・整備・活用の基本方針に基づき、犬山城を貴重な歴史遺産として適切に保存しつつ、その価値を次世代に継承するための整備の具体化、また市民や国内外からの来訪者がその魅力や価値を身近に感じ、さらに城下町のまちづくりの核となる地域の資源として活用するための方法を検討し、これらを総合的に整備事業として推進していくための事業計画を定めることを目的とするものである。

以上を整理すると、保存活用計画は国宝及び史跡の保存の方針と方法を示したもので、史跡犬山城跡整備基本計画の前提となる上位計画的な位置づけとなるものである。国宝天守の文化財的価値と史跡の本質的価値の保護の過程において、価値を有する遺構等の保存・整備・活用に関する基本方針を前者で整理し、それに基づく文化財的価値及び本質的価値の保存や価値の顕在化、活用に向けた整備に関する基本方針と具体的な事業計画を後者で整理している。図1.17に保存活用計画と「史跡犬山城跡整備基本計画」との対応関係を図示して、整理する。

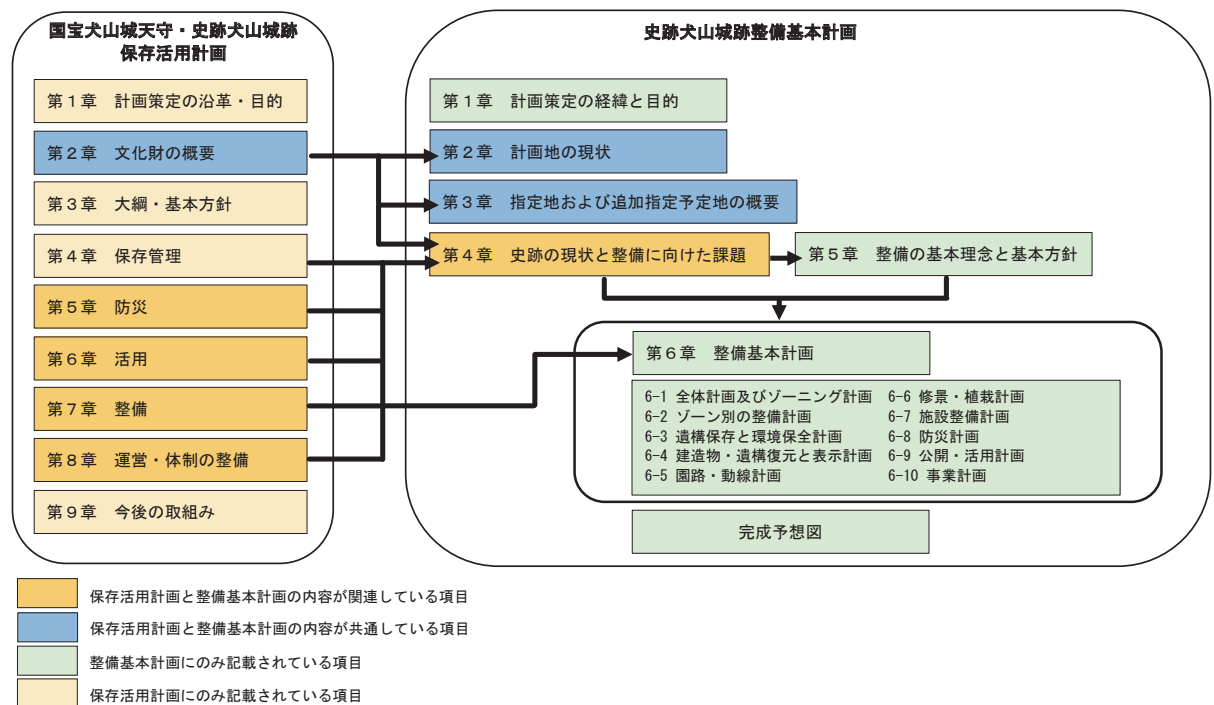


図 1.17 保存活用計画と「史跡犬山城跡整備基本計画」との対応関係

第2章 計画地の現状

2-1 自然的環境

2-1-1 地形・地質

犬山市東部の城東地区の東半分と池野地区は丘陵地帯（愛岐丘陵）となっており、それを挟むように北に美濃山地、南に尾張三山をはじめとする尾張山地が広がっている。城東地区の西半分と楽田地区、羽黒地区、犬山地区は標高 30～50 メートルの扇状地及び河岸段丘上の台地で平坦地となっている。丘陵地帯と平坦地との中間部は里山になっている。山地と平野では地質が大きく異なっており、山地は中・古生代の地層や、それらに貫入してできた火成岩からできている。これらの地層は完全に固結していて、非常に硬い。一方、平野は新世代の地層からできているため、堆積してから固まるまでに十分な時間が経っておらず、あまり硬くない礫や砂で構成されており、「小牧・犬山段丘堆積物」と呼ばれている。史跡犬山城跡が立地する通称「城山」は、木曽川に接する標高約 85 メートルの独立した丘陵を中心とし、その南側に城下町を含む城郭が形成されている。「城山」は山地に属し、赤褐色を呈するチャートと呼ばれる岩石の地層で構成されている。チャートは火打石にも使用される非常に硬い岩石であり、風化に強く、地層の年代から「美濃帯中・古生層」と命名されている。

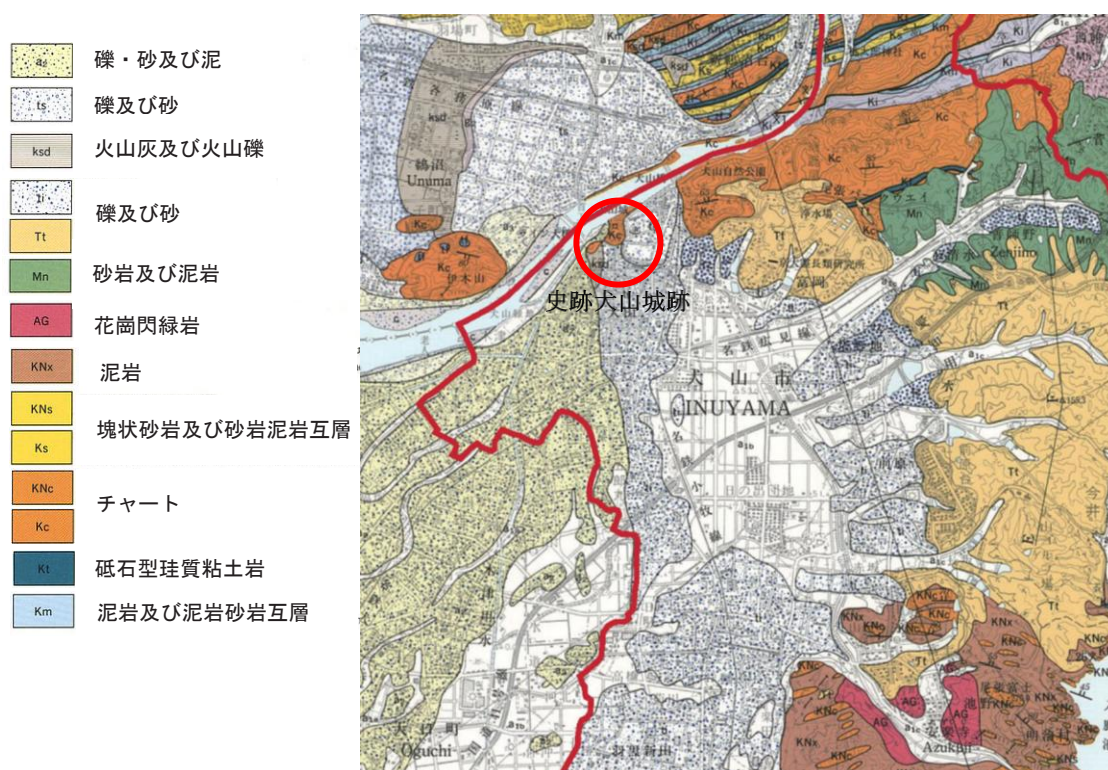


図 2.1 計画対象範囲周辺地質図（赤線は市境界）（地質調査総合センター 地質図表示システム 地質図 Navi、「5 万分の 1 地質図 岐阜」より抜粋、一部加工）

第2章 計画地の現状

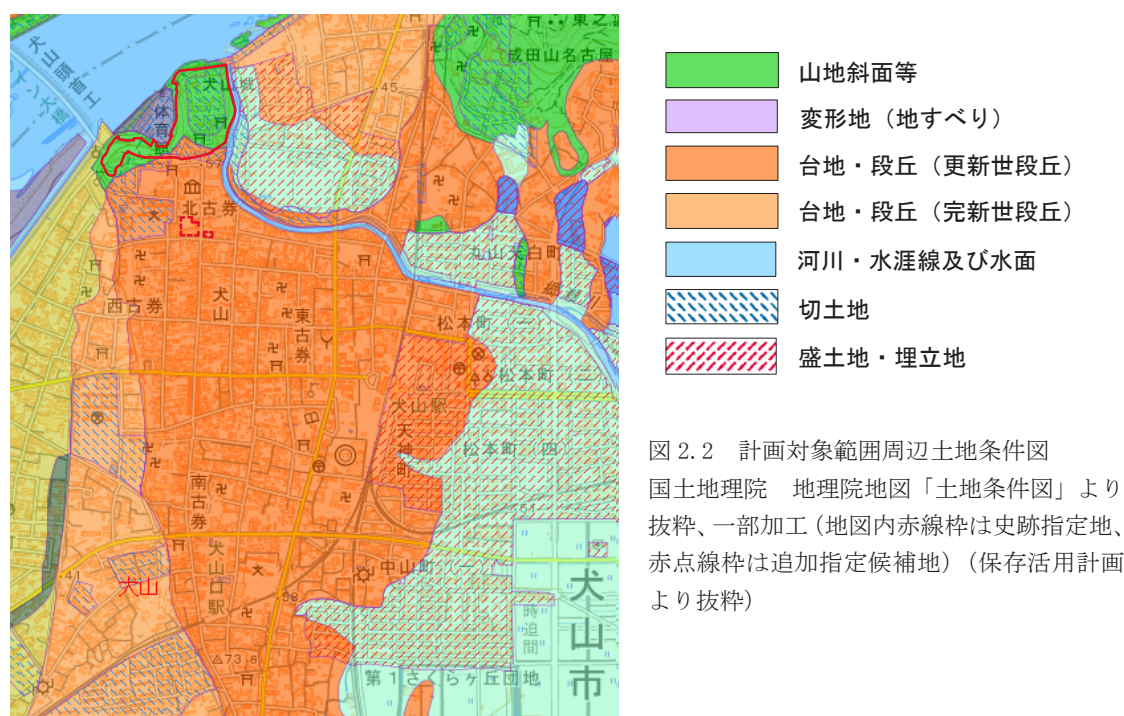


図 2.2 計画対象範囲周辺土地条件図
国土地理院 地理院地図「土地条件図」より
抜粋、一部加工（地図内赤線枠は史跡指定地、
赤点線枠は追加指定候補地）（保存活用計画
より抜粋）

2-1-2 植生

犬山市域総面積 74.90 平方キロメートルのうち、森林面積は 34.26 平方キロメートルで、総面積の約 45 パーセントを占めている。このうち、22.15 平方キロメートル（64.6 パーセント）は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」である地域森林計画対象民有林で、人工林は 3.8 平方キロメートル（17 パーセント）である。犬山市域の植生の種類は、平坦地に主としてスダジイ林、比較的高位置にツブラジイ林が成立している。史跡指定地一帯は森林法による保安林制度の下、保安林指定区域（風致保安林）に指定されており、スダジイの代表的な残存林である。この森林は極相と考えられる自然林で、生態学的に貴重な歴史的遺産である。この風致保安林地区の延べ面積は 0.42 平方キロメートルである。また史跡指定地には、地域森林計画対象民有林もある。平成 27 年度（2015）、令和元年度（2019）、令和 2 年度（2020）には史跡指定地を対象にした樹木調査が行われている。史跡指定地のうち、城山外縁と三光寺山を対象に作成した相関植生図（図 2.4）では、アラカシ、シラカシ、スダジイの優占するシーカシ林が広範囲を占めている。シーカシ林は、局所的に分布するムクノキの優占する落葉広葉樹林とともに自然性の高い植生に位置づけられる。また、史跡指定地内（立入不可の急崖地を除く）の成木（高さ 2.0m 以上）と稚樹（高さ 1.5m～2.0m）を対象に実施した毎木調査では、アラカシ（1,437 本）、ヤブツバキ（802 本）、ヤブニッケイ（639 本）、カナメモチ（405 本）、モチノキ（338 本）、ムクノキ（286 本）など計 63 種 6,082 本の樹木が確認された。城山外縁や三光寺山に生育する樹木は自然性の高い植生を構成し、かつ城山の景観を形成する重要な要素の一つであるとともに、斜面の安定性の維持に寄与している。

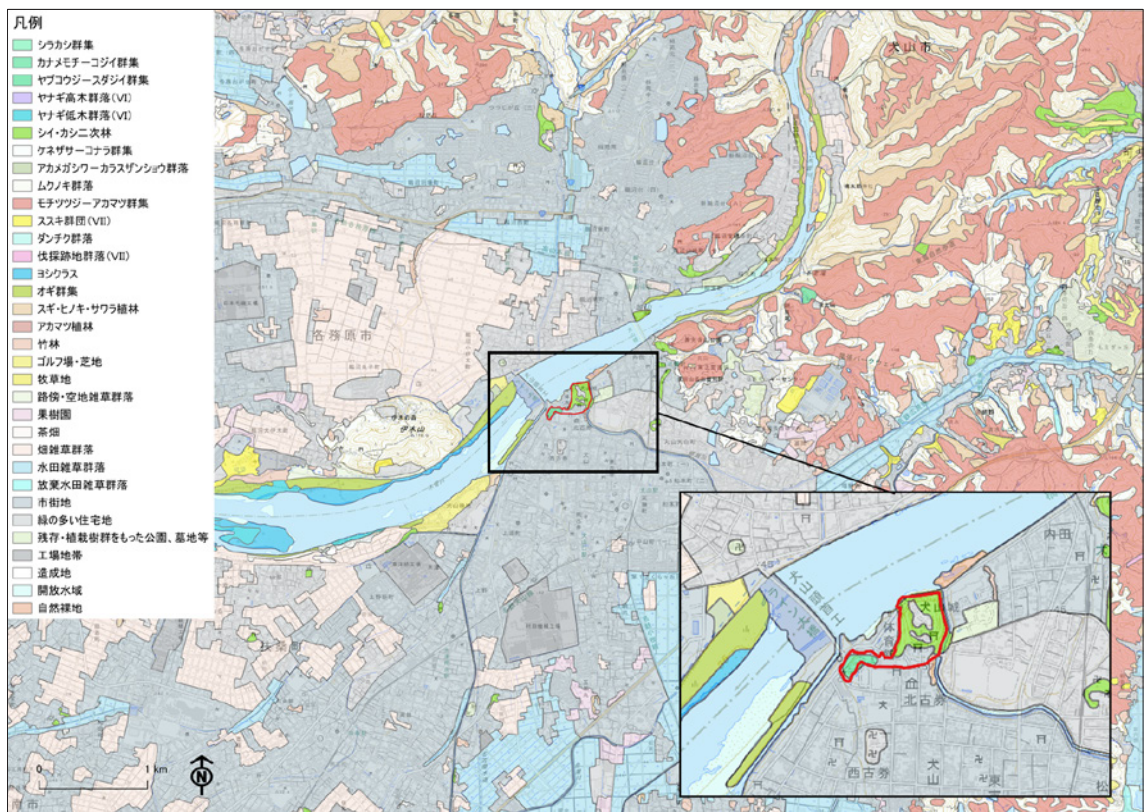


図 2.3 犬山市域の植生環境（保存活用計画より抜粋）



図 2.4 史跡指定地における関連植生図（保存活用計画より抜粋）

第2章 計画地の現状

2-1-3 気候・気象及び年間気温

犬山市は愛知県の北部に位置するが、気温や降雨量という点においては基本的に名古屋市と大差がない。夏季は太平洋高気圧に覆われ、8月を中心に高くなり、最高気温が30℃以上の「真夏日」や35℃以上の「猛暑日」が続くことがある。

年間降水量を見てみると、冬季の雪による降水量は少なく、晴れた日が多くなる。一方、暖候期の雨による降水が多くなっている。主に低気圧、梅雨前線、秋雨前線や台風の影響によってもたらされる、6月～7月と9月に降水量が多くなり、日差しが少ない時期となる。

近年の豪雨の記録としては、平成29年(2017)7月14日、午前9時から10時までの1時間雨量が、市内の多いところで85.0ミリを観測し、市内全域に「避難指示」が発令された。7月17日までに土砂崩れ15カ所、道路損壊16カ所、床下浸水22カ所などの被害が発生した。

以下、犬山市統計による平均気温と年間降水量を提示する。

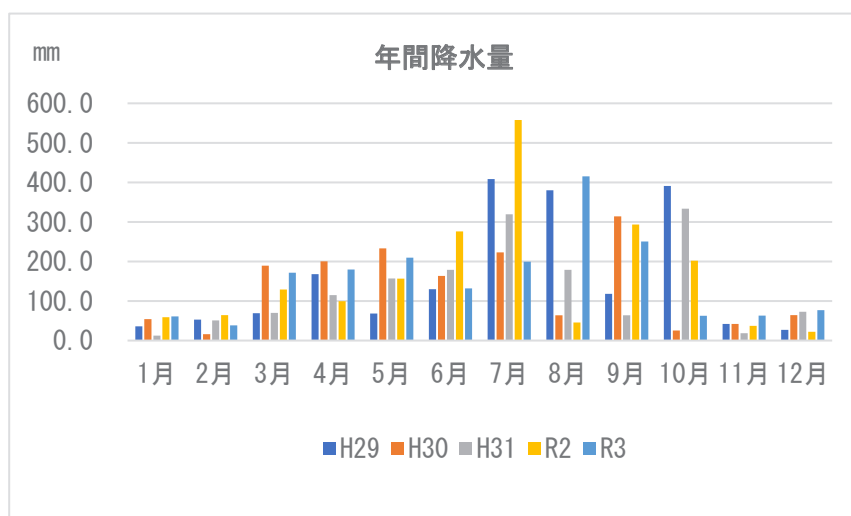
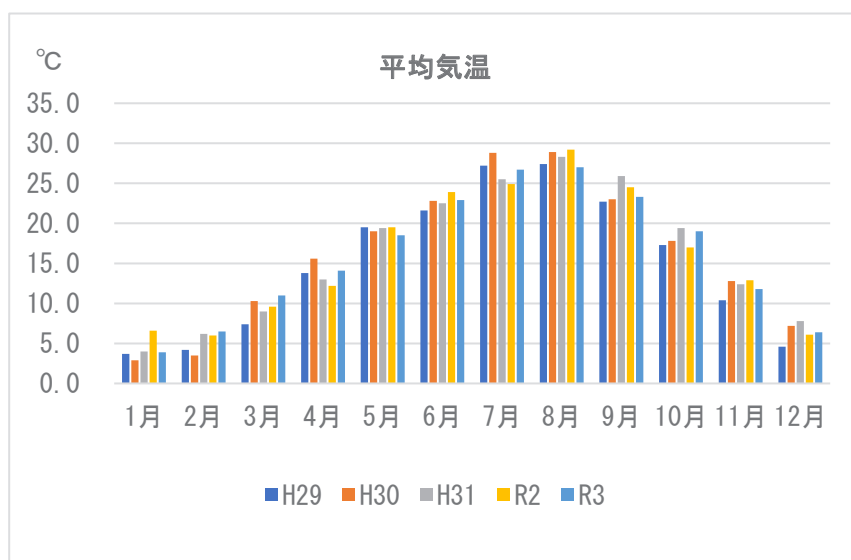


図 2.5 犬山市の平均気温及び年間降水量（犬山市統計による）

2-2 歴史的環境

2-2-1 犬山市域の歴史

犬山は古墳時代以前からの歴史を持ち、近世に至るまでの様々な遺跡が確認されている。江戸時代に入り、成瀬氏が犬山城の城主となって以降、城下町としても整備、発展した。ここでは市域に所在する指定文化財や様々な未指定の文化遺産を中心に、市域の歴史を（１）古墳時代以前、（２）古代～中世、（３）近世、（４）近代・現代の４つの時期に分け、時代ごとの歴史を概観し、特に近世以降については犬山城を中心とした歴史を概観する。

（１）古墳時代以前

犬山に住みついた古代の人々は東部の南北に連なる小高い山の麓や北東から流れる木曽川によって形作られた扇状地に住み、狩りや稲作をして生活をしていたと考えられている。実際、市域の北部で木曽川沿いに接する標高約 85 メートルの通称「城山」と呼ばれる独立丘陵の南西約 400 メートル地点に材木町遺跡が存在し、旧石器時代の遺物が発見されているが、人家が立ち並び、遺跡の詳細な範囲については不明である。また、木曽川南岸近くの上野遺跡からは市内最古の土器とされる押型文土器が出土しており、木曽川がもたらした肥沃な大地に、人々の暮らしが早くから営まれていたことが推定される。

古墳時代には市内に多くの古墳が築造され、代表的なものとしては、木曽川を臨む白山平山の山頂にある、全長約 72 メートルの前方後方墳である史跡東之宮古墳が挙げられる。3 世紀後葉から 4 世紀初頭にかけて築造されたと推定され、愛知県下では最古級の前方後方墳といわれている。昭和 48 年（1973）の発掘調査で、竪穴式石槨や豊富な副葬品が出土している。ほかにも木曽川沿いには、多くの古墳（群）が点在していたことが確認されている。また、楽田地区にある史跡青塚古墳は全長 123 メートルの前方後円墳で、愛知県下 2 番目の大きさを誇る 4 世紀中頃の古墳とされている。

（２）古代～中世

市内に残る「西三条」「東三条」の地名は、律令制下における条里制の名残とされている。羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷があり、この地は後に丹羽郡司を代々務めた棕橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、その後近衛家に相伝されたことから、近衛家所領目録（建長 5 年（1253））にもその記述が見られる。文明元年（1469）には、越前国・尾張国の守護斯波義敏の命により、織田広近が小口城から犬山に移り、木ノ下城を築城し、城主となった。天文初年頃に木ノ下城主・織田信康が犬山城を築き、その際、白山平に針綱神社を遷座させた。また、羽黒一帯は、源平合戦で名を馳せた源頼朝の重臣、梶原氏の子孫である梶原景義が天正 10 年（1582）に本能寺の変で討ち死にするまで、梶原一族によって治められた。天正 12 年（1584）の小牧・長久手の戦いの際に、羽柴秀吉の命により修復され、堀尾吉晴や山内一豊などが守備した羽黒城の城跡が現在も残るなど、中世における武士たちの盛衰を垣間見ることができる。また、中世の羽黒金屋地区では、鋳物づくりが発達した。この地区には、職人集団が銅の地金から梵鐘や仏像などを鋳造した歴史がある。

（3）近世

犬山は、天文初年頃に犬山城を現在の地に構えることにより大きく発展した。また、軍事上の拠点であり、材木の中継地や荷物の発着場となる湊を有し、尾張と美濃を結ぶ陸上交通の要地でもあった。

犬山城は築城後、何代か城主が変わった。永禄8年（1565）に織田信長が犬山に侵攻し、元亀元年（1570）には池田恒興を城主とした。本能寺の変の後、尾張は信長の次男織田信雄の領地となり、犬山城領として犬山一円が中川定成に与えられた。天正12年（1584）の小牧・長久手の戦の際には池田恒興が犬山城を落とし、秀吉方の城となったが、同年11月に秀吉と信雄の間で講和が成立すると、しばらく後に犬山城は信雄に返還され、その後中川定成が城主となった。年輪年代法による年代測定調査の結果、天守に使用された部材の中に天正13年（1585）に伐採されたものが確認され、この頃着工されたとみられる。天正18年（1590）の小田原征伐後に織田信雄が失脚し、尾張国は豊臣秀吉の甥三好秀次に与えられ、犬山城は秀次の父三好吉房が城主となった。その後、文禄4年（1595）から慶長5年（1600）までは石川光吉、慶長12年（1607）までは小笠原吉次、慶長17年（1612）までは平岩親吉、元和3年（1617）に尾張藩付家老の成瀬正成が入城し、以降明治4年（1871）まで成瀬家の居城であった。

成瀬家初代城主正成が徳川秀忠（二代将軍）から犬山城を拝領した後、二代城主成瀬正虎は針綱神社の祭礼、犬山祭の基礎を作った。また、城の大手門から南へ延び、名古屋へ通じる街道、犬山街道を開いた。さらに、万治3年（1660）頃には、鵜匠に操られた鵜が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鵜飼漁」が本格化した。

三代城主成瀬正親は寛文4年（1664）に城下を囲む堀と土居を整備して町の要所に木戸と虎口を設けたり、犬山町年寄を任命する等、町政制度を整備した。この時期に犬山城の構えがほぼ完成したといわれている。

四代城主成瀬正幸は祖先を祭神とする相生神社を創建し、城下町の防火体制を作った。現在、犬山城の南西にある犬山神社は、正幸が創始した相生神社に始まるものである。また、正幸は犬山城の本丸から北の本曾川岸へ下りる七曲口を固めたとされている。こうして、代を重ねるごとに、犬山城下町が成瀬家の在所として形成されていった。

成瀬家の御殿は最初、本丸にあった。二代正虎は本丸にあった御殿を松の丸に移し、松の丸の御殿を三の丸に移して西御殿を造った。この西御殿は成瀬家の住居であると同時に政庁となった。五代城主正泰が西御殿の西側に三光寺御殿を造営し、それ以降は西御殿が政庁、三光寺御殿が成瀬家の住居としての性格が強くなった。

城下町は石川光吉や小笠原吉次の時代には既に町の原型ができていたといわれ、町としての原点は近世以前に遡る。町の中央部に町人地を配置し、それを取り囲むように武家地を配置しており、町全体は土居や堀で取り囲まれていた。公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の、天和元年（1681）に作成された「尾張国犬山城絵図」にもその様子が描かれている。

また武家屋敷は土居や堀で囲まれた総構内の周縁部にあり、それに取り囲まれるように配置された町人地は東六町・西六町よりなり、全体を犬山十二カ町と呼んだ。寺内町には南の防御拠点として浄土

真宗四カ寺を集中して配置したといわれている。

ア．犬山城下町

城下町は石川光吉や小笠原吉次の時代には既に町の原型が整えられたといわれ、それを基にして、成瀬氏入城後に発展したと考えられている。犬山城の南側を南北に走る5本の道路が町の基本軸で、町の周囲には堀と土塁を造り、総構とした。城下町は「犬山十二カ町」と称する12の町で構成され、総構の内側に上本町、中本町、下本町、名栗町、鍛冶屋町、練屋町、横町、魚屋町、熊野町、寺内町があり、総構の外側には鵜飼町、外町があった。町のメインストリートは現在の本町通りで、町人の町には鍛冶屋町、魚屋町、鵜飼町などの町名があり、当初は職業別に住まわせていたと考えられている。また、寺内町には浄土真宗寺院4カ寺と日蓮宗寺院2カ寺がまとめられ、有事の際の防衛拠点となるようにされていた。町には木戸があり、大手門近くの木戸には高札場が設けられていた。また、町の中央部に町人地を配置し、それを取り囲むように武家地を配置しており、これも町の防衛ラインを形成するものであったといわれている。

イ．街道

犬山は織田信長の時代から水陸の流通、交通上の要衝であった。木曽街道は尾張藩領の木曽と名古屋城下を結ぶものであった。藩主などの要人はこの街道を通ることになっていたことから、庶民向けの「下街道」と対比して「上街道」または尾張の主要道として「本街道」と呼ばれていた。名古屋から楽田追分までは犬山街道と重複しており、軍事的な事情から中山道と名古屋城下を結んだ脇往還でありながら、五街道に準じた道の作りになっていた。また、幕府領や藩領の統治状況を調査するために幕府が行う現地視察である「巡見」において、犬山・名古屋間の巡見には木曽街道が使われていた。犬山街道は寛永年間、犬山城二代城主成瀬正虎が開いた道で、名古屋城下と犬山城下を結んだ。街道沿いにあった村の名称「稲置村」にちなみ「稲置街道」とも呼ばれる。このほか、犬山周辺の地域から犬山を通過するさまざまな街道が存在し、それに伴い宿場町も形成された。

明治期後半になると、木曽街道や巡見街道等の江戸時代からの街道が主要道路として整備された。

ウ．水運

犬山は昔から木曽材搬出の中継基地としての役割があったが、特にその役割が重要になったのは豊臣秀吉の時代である。秀吉は天正11年（1583）大坂城築城の際に木曽材の伐り出しを行い、同13年（1585）の聚楽第、同15年（1587）の淀城、同17年（1589）の方光寺大仏殿の建設に伴い多量の木材が必要となったため、天正18年（1590）にこれらの地域と木曽川、飛騨川を直轄領とし、材木流通の管理を犬山城主に直接させた。こうして、木曽材搬出の中継地としての役割がより重要となり、木曽川を流下する木材筏の管理・運営・統制についても重要な拠点となった。

江戸時代に入り、江戸城や駿府城の築城に際し、その用材として木曽の山々から伐出した木材が大量に搬送され、また名古屋城天守用材として、大量の木曽材が伐出された。犬山城主石川光吉は、従来中継基地であった鵜沼湊を自身の城下にある犬山湊（鵜飼屋湊）に位置替えし、管理や課税の事務所で

第2章 計画地の現状

ある湊役所と湊機能の多くを鶴飼町に移転させた。また犬山湊（鶴飼屋湊）の川番所を新設し、神戸弥左衛門家をその川番所の預かり支配に指名し、官材（公用材）の取り締まりを行った。

（４）近代・現代

明治元年（1868）、尾張藩から独立して犬山藩が誕生した。翌、明治2年（1869）には版籍奉還がおこなわれ、九代城主成瀬正肥は太政官政府から犬山藩知事に任命された。このとき藩庁は旧西御殿に置かれ、三光寺御殿が知事屋敷となった。明治4年（1871）には廃藩置県が実施され、藩は廃止、犬山県が誕生した。犬山県は同年、名古屋県に吸収され、明治5年（1872）に県名が愛知県に改称された。

版籍奉還後、全国の城郭のなかには、維持費削減のために櫓や門などを払い下げたり、取り壊す藩が出てきた。犬山城についても「天守県庁見分」が行われ、入札による払い下げの方針が出された。明治6年（1873）、太政官達により、陸軍が軍用財産として使用する城郭陣屋（存城）と大蔵省に引渡し、売却用財産として処分する城郭陣屋（廃城）に分けられた結果、犬山城は「廃城」となり大蔵省管轄の下、建物と地所に分けられ、売却あるいは取り壊しの対象となった。最終的には犬山城天守は歴史的にも有名な城であるとされ、取り壊しを免れたが、天守以外はほとんどが取り壊されるか、城門などは寺等に払い下げられ、移築されていった。明治8年（1875）、内務省は稲置村（犬山村が改称）と愛知県の要望に対して、城郭一帯を「稲置村全区公園」として土地の人民に任せることを許可し、土地の利用区分を明らかにすることを愛知県に指示した。指令を受けた愛知県は、旧城郭のうち11,106坪を公園地とし、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地とした。また周囲の山林3,120坪を従前のまま保存することとし、公園の風致を守るための土地とされた。同年7月には、犬山城域を敷地とした公園（稲置公園）が設置された。明治15年（1882）に針綱神社が公園地内に遷座して、公園化計画が完成した。

天守については、明治9年（1876）から正式に一般公開が始まり、天守の修繕費に加えるために拝観料を徴収した。

明治24年（1891）10月28日早朝、マグニチュード8.0の濃尾地震が発生、犬山城内の被害も甚大であった。この未曾有の大災害に対しての修復事業は財政上困難を極め、また修繕のための募金も思うように進まなかったことから、愛知県は明治28年（1895）に、旧藩主成瀬家に条件付で無償譲渡を決定した。この際、①天守や石垣等などの破損箇所は速やかに修復して永久に維持し、②樹木を濫りに伐採しないこと、③修復修繕後も保存を怠らないこと、④世襲財産に編入することの条件がつけられた。天守は成瀬氏や当時の地域住民の寄付金等により修復され、犬山城の管理にあたっては、「犬山旧藩主 子爵 成瀬正肥」の名で「犬山城地管理規程」が作られ、諸事は成瀬家の指揮を受けて決定されることになった。これ以降、平成16年（2004）まで個人所有の城となった。

昭和6年（1931）に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、昭和10年（1935）には天守が国宝保存法によって国宝の指定を受けた。その後、法律の改正により同27年（1952）3月29日には文化財保護法により国宝に指定された。

昭和36年（1961）には本格的な大修理（昭和の大修理）が行われることとなり、石垣を含めた解体修理が始められ、昭和40年（1965）に竣工した。この昭和の大修理とともに管理体制が整備され、同年7月1日付で犬山市が文化財保護法第32条の2による管理団体に指定され、日常管理をおこなうこ

とになった。犬山城の管理については、管理団体としての犬山市の附属機関として犬山城管理委員会が設置されている。

ア. 治水

御囲堤は慶長13年(1608)～14年(1609)、犬山から弥富にいたる木曽川左岸に築造されたといわれる全長約50キロメートルの長大な堤防である。徳川家康の命を受けた伊奈備前守忠次の指揮により完成したことから、伊奈備前堤とも呼ばれている。堤防の高さは約10～16メートルで、洪水防御はもちろん、安定した農業生産を可能にした。御囲堤建設の主目的は名古屋城防衛という軍事的なものであったが、江戸幕府の体制が確立するに伴い、その軍事的意義は薄れ、尾張地方の水防に大きな効果を発揮し、木曽川の洪水の脅威はほとんどなくなった。

一方、木曽川から分流する河川は全て御囲堤により締め切られたことから、この河川を農業用水としていた村々は水不足に悩まされることとなった。そこで尾張藩は農業用水の建設にも着手し、慶長13年(1608)に現在の江南市と一宮市のあたりにそれぞれ杣(木曽川から取水するための石組みの水門)がつくられ宮田用水の原型が作られた。また、宮田用水取入口の上流部にある犬山城下から木曽川の水を取り入れるため、慶安元年(1648)に木津用水が開削された。寛永10年(1633)、尾張平野東部の台地開発を目的として入鹿池が築造され、楽田村や羽黒村などで新田開発が進んだ。

近代に入り、愛岐丘陵に源を発する青木(善師野)川、田口(猪洗)川、大畔(大黒)川の3川は江戸時代からしばしば氾濫し、流域の耕地に被害を及ぼしてきた。これを解消するために明治19年(1886)青木川の水を木曽川に放流する放水路の工事が行われ、これが犬山城の麓から木曽川に流れ込む郷瀬川である。また、入鹿池から流れ出る五条川の流域を水害から守る必要から、五条川の水を分流し郷瀬川につなぎ、木曽川へ放流する工事が行われた。これが昭和9年(1934)に完成した新郷瀬川である。

このように農業用水として木曽川から水を取り入れるために、江戸時代には宮田用水、木津用水が建設されたが、木曽川の洪水や流れの変化などにより、安定した水の供給が困難となったことから、これを解決するために農水省(当時)が宮田用水と木津用水の取入口を昭和37年(1962)に完成した犬山頭首工に合口(いくつかの取入口を一緒にして水を安定的に取ること)し、これによりそれぞれの用水の地域へと水が運ばれていくようになった。

イ. 交通

犬山市域の交通としては、明治38年(1905)に犬山・名古屋間を馬車が毎日5往復しており、所要時間は3～4時間であった。

また木曽川における交通では、江戸時代より栗栖、内田、鶺鴒に渡し場があり、犬山橋が完成するまでは重要な交通機関であった。その中でも、内田渡しは犬山から木曽川を渡って鶺鴒(岐阜県)へ渡る交通の要地であったため通行量も多かった。江戸時代には稲置街道の一部となり、尾張藩直営であった。廃藩置県で尾張藩が消滅すると、尾張藩直営の内田渡しは廃止となったが、交通量の増加と人々の嘆願により、大正14年(1925)に犬山橋架橋が実現した。犬山橋は当時の犬山町と岐阜県の鶺鴒村を結ぶ、全長253.5メートルの三連トラス橋で、現在は鉄道橋と道路橋が並行して走っているが、架橋

第2章 計画地の現状

当初は1本の橋であった。

今日まで市域を通る鉄道は名古屋鉄道だけであり、他社の鉄道は乗り入れていない。従って、市域の鉄道の変遷は名古屋鉄道の歴史であり、犬山市の発展も名古屋鉄道抜きでは語れない。市域の鉄道は、犬山・名古屋間が大正元年（1912）に犬山線として開業したことに始まり、大正14年（1925）に今渡（岐阜県）まで延長され、大正15年（1926）には鵜沼まで開通した。現在では犬山駅を要として、名古屋を始め、小牧・岐阜・広見の各方面へ広がり、犬山市民のみならず、多くの人々の通勤・通学の大切な足となっている。

2-2-2 犬山市内の関連指定文化財

犬山市の国指定文化財は25件、県指定文化財は8件、市指定文化財は37件、そして国登録有形文化財は157件である（令和7年（2025）3月現在）。その中で史跡は、史跡犬山城跡を含めて国指定3件、県指定1件、市指定4件の、計8件が存在する。そのほか、未指定ではあるが地域の生活や文化に関連する多種多様な文化財が存在している。

犬山市は様々な時代にわたる、多様な歴史文化を背景に持ち、文化財の数や内容の幅も広く豊かであることから、これらの歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、育てていく必要がある。

表2.1に市域における指定文化財の件数、表2.2に市域に所在する主な指定及び登録文化財の概要をまとめる。

表2.1 犬山市域における指定文化財件数〔令和7年（2025）3月現在〕

	有形文化財								無形文化財		民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	合計
	建造物	美術工芸品							民俗芸能	工芸技術	有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物			
		絵画	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料										
国指定/ 選定	15 (2)	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	3	1	1	0	0	25
国登録	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	157
県指定	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	－	－	8

	有形文化財								無形文化財		民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	合計
	建造物	美術工芸品							民俗芸能	工芸技術	有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物			
		絵画	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料										
県登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
市指定	0	13	5	13	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	-	-	37
合計	212								1		4		10			0	0	227

※()内は国宝の内数

表 2.2 犬山市域に所在する主な指定（国・県・市指定）及び登録文化財

・ 建造物

① 犬山城天守（国宝）



昭和 10 年（1935）5 月 13 日指定。

木曾川に迫り出した尾根筋に築かれた犬山城の城郭内に唯一残る建造物の遺構である。築城以後城主はたびたび交代したが元和 3 年（1617）に成瀬正成が城主となり、以来、成瀬家の居城として明治に至っている。明治 24 年（1891）の濃尾地震で附櫓が崩壊するなど甚大な被害を受け、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風でも被害を受けたが、昭和 36～40 年（1961～65）にかけて解体修理が実施され、旧状が復原された。

天守の創建年代に関しては、室町時代から慶長 6 年（1601）まで諸説あるが、入母屋造の大屋根の上に望楼を載せる形式は初期天守の構成を示すものである。令和元年（2019）から翌 2 年（2020）にかけて、年輪年代法による年代測定調査を行うとともに、部材の加工痕や建物全体に及ぶ変遷過程などについて詳細に検証した結果、天守は天正 13 年（1585）から同 18 年（1590）頃にかけて、一重から三重までが一連で建設されたことが明らかとなった。

② 如庵（国宝）



昭和 26 年（1951）6 月 9 日指定。

織田有楽が建仁寺の塔頭正伝院に隠居した際に、書院（旧正院書院）とともに建てた茶室であり、昭和 47 年（1972）に現在地に移された。外観は入母屋風で柿葺き、躰口を正面に見せず左端に土間底をつくる。国宝となっている茶室は如庵のほか、京都山崎の妙喜庵待庵と大徳寺龍光院の密庵のみであり、茶道文化史上の貴重な存在である。

第2章 計画地の現状

③ 旧正伝院書院（重要文化財）	
	昭和 19 年（1944）9 月 5 日指定。 織田有楽が建仁寺の塔頭正伝院を再興し、隠居所として建築したもので、昭和 47 年（1972）に如庵とともに現在地に移された。建物は三方に縁をめぐらし、南面に細長い沓脱石を据え、主室の前に簡素な手摺をつけ、室と縁の境には腰高障子と舞良戸を立てる。屋根は入母屋造で、銅板葺としている。（写真 ◎文化財ナビ愛知）
④ 大縣神社本殿、祭文殿、東西回廊（重要文化財）	
	昭和 56 年（1981）6 月 5 日指定。 尾張開拓の祖神とされる大縣大神を祭る。社殿は、正之御殿、渡殿、内院の三者が複合した「大縣造」といわれる形式である。この社殿形式の成立は明らかでないが、永正元年（1504）火災後に再建され、その後、万治 2 年（1659）の火災で再度焼失したものを、寛文元年（1661）尾張藩主徳川光友が再興したのが現存する社殿である。なお、万治 2 年（1659）の被災時の記録には、三棟造と明記されており、「大縣造」の成立はそれ以前にさかのぼるものと考えられる。（写真 ◎文化財ナビ愛知）
⑤ 神明社楼門（県指定有形文化財）	
	昭和 34 年（1959）1 月 16 日指定。 かつては奥入鹿村にあったが、入鹿池の築造に際し、寛永 10 年（1633）に現在地に移された。楼門の規模は正面の柱間数 3 間、戸口は一戸、屋根は入母屋造、屋根葺材は薄い木の板を葺いた柿葺型の銅板葺、西面向きに建っている。1 階の平面は正面 3 間、側面 2 間、中央間に扉を建てている。両脇間は床板張である。2 階の平面は正面 3 間、側面 2 間、内部は 1 室となっている。1 階の軸部は礎石の上に建ち全て丸柱、地覆と貫から成り、上層は柱盤上に丸柱を建て、貫を通し四周に長押が付く。1 階の組物は斗が 2 つ出て縁を支える。2 階は斗が 3 つ出て屋根を支え、その間に臺股（かえるまた）と束が付く。軒廻りは二軒の垂木で典型的な三間楼門で伝統的な和様色の強い楼門である。（写真 ◎文化財ナビ愛知）

・ 国登録有形文化財

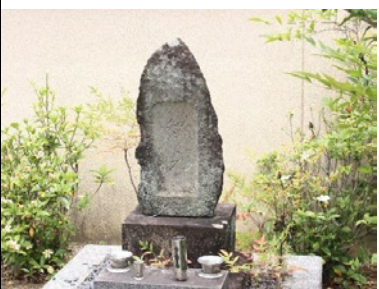
⑥ 旧堀部家住宅	
	所在：犬山市大字犬山字南古券 272 堀部家は代々成瀬家に仕える武士であった。この建物は犬山城城下から名古屋に通じる「名古屋往還」の外堀枡形の東側に所在する、明治期の住宅である。主屋、高塀、離座敷、渡り廊、土蔵、作業場から成り、これらの建物はいずれも国の登録有形文化財となっている。市が所有者より建物の寄贈を受け、平成 24 年度（2012）から一般公開している。建物は見学無料で、伝統文化を広めるイベントなどが開催されている。

⑦ 旧磯部家住宅	所在：犬山市大字犬山字東古券 72
	磯部家は犬山城大手門から延びる本町筋にあり、江戸時代には「柏屋」の屋号で呉服商を営み、その後、製茶・販売業に転じた。この建物は江戸期の建築様式を持つ木造家屋で、主屋は幕末に建てられたと伝わる。緩やかなふくらみのある「起り屋根」は犬山市内の町家で唯一現存しており、正面は2階建て、裏は平屋の「バンコ二階」と呼ばれる造りになっている。平成16年(2004)に犬山市が所有者より建物の寄贈を受けた。建物は主屋、裏座敷、土蔵、奥土蔵、展示蔵の5棟からなり、いずれも国の登録有形文化財となっている。主屋の2階和室、奥土蔵、展示蔵はそれぞれギャラリーとして利用可能となっている。
⑧ 小弓の庄（旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設）	所在：犬山市大字羽黒字古市場 53-1
	本施設は地元の吉野利左衛門が明治40年代に「加茂郡銀行羽黒支店」として建築し、創立から昭和5年(1930)まで金融機関として機能した。羽黒支店の廃止に伴い、昭和6年(1931)以降は個人の住宅として使用された。所有者の解体意向を機に、犬山市歴史的建造物保存審査会での「地域の文化財として保存活用すべき」という答申を受け、平成11年(1999)に貸館機能を備えた羽黒のまちづくり拠点施設として復原された。平成25年(2013)に国の登録有形文化財となった。

・ 記念物〔史跡・名勝・天然記念物〕

⑨ 東之宮古墳（国史跡）	
	昭和50年(1975)7月19日指定。 標高143メートルの白山平の山頂にある前方後方墳。3世紀後葉～4世紀初頭に築造されたといわれ、前方後方墳の中では愛知県で最古・最大の古墳であり、全長約72メートルである。現在もほぼ完全な形で保存されている。昭和50年(1975)に国史跡として指定され、埋葬者は犬山市周辺地域の「瀬波」という地域を治めていた権力者ではないかといわれている。昭和48年(1973)に行われた発掘調査で、多くの副葬品が発掘され、その数と質により国の重要文化財として、京都国立博物館で展示されている。
⑩ 青塚古墳（国史跡）	
	昭和58年(1983)2月8日指定。 犬山市の楽田地区にある、4世紀中頃に築造されたといわれる全長約123メートルの前方後円墳。愛知県で2番目の大きさ。かつては周辺に10数基の古墳が点在し古墳群を形成していたが、現在では青塚古墳南西の藪の中に小円墳数基を残すのみである。史跡公園として整備されている。青塚古墳の約3.5キロメートル東にある大縣神社では、「青塚古墳は大縣神社の御祭神である神裔大荒田命の墳墓である」と伝えられている。毎年、秋口に「墓前祭」が行われている。

第2章 計画地の現状

⑪ 木曽川（国名勝）	
	昭和6年（1931）5月11日指定。 長野県から岐阜県・愛知県・三重県を経て伊勢湾に注ぐ木曽川水系の本流である一級河川。延長 229 キロメートルあり、全国7位の長さ。岐阜県美濃加茂市から愛知県犬山市にかけての木曽川沿岸の峡谷は、風景がヨーロッパ中部を流れるライン川に似ていることから、大正3年（1914）に地理学者志賀重昂によって「日本ライン」と命名された。また、昭和6年（1931）5月11日、我が国の優れた国土美として欠くことのできないものであり、その風致景観の優秀さと学術的価値の高さから、国の名勝に指定された。
⑫ 妙感寺古墳（県史跡）	
	昭和50年（1975）12月26日指定。 妙感寺境内に位置する前方後円墳。後円部を東とし、主軸をほぼ東西に向けて築造されている。全長およそ 95 メートル、後円部の高さ約9メートル、前方部の高さ約6メートルの巨大な古墳で、後円部は5段、前方部は3段築成といわれている。墳丘に川原石の葺石がある。東海地方を代表する古墳時代中期の貴重な大型前方後円墳である。
⑬ 敬道館跡（市史跡）	
	昭和41年（1966）5月1日指定。 敬道館は、天保11年（1840）に八代城主成瀬正住が創設したもので、はじめ儒学と礼法に重点を置いていたが、後には皇学を主とし、これに朱子学を加えていた。入学できるのは、手代格以上の者の子弟で年齢8歳から15歳までの者であり、入学金や謝礼は一切不要で、経費は成瀬家が支出した。校長にあたる総裁は家老が兼ね、教授・助教・監生・授読等があった。教授の中でも、鈴木玄道・村瀬太乙等是有名であった。また門下生からは、下山順一郎・八木雕・柴山伴男・本田雪堂・寺西易堂・青木頼山・松山義根・八代六郎等の人材を輩出した。
⑭ 絵工道平の墓（市史跡）	
	昭和41年（1966）5月1日指定。 犬山焼の絵工道平は、本名を逸兵衛、号を道平といったようである。 呉須風の赤絵に堪能で、和歌、謡曲もよくし、その多芸多能から犬山焼に新風を吹きこんだ。特に、春秋にちなんだ「桜花」と「紅葉」を描いた雲錦模様の「花紅葉」いわゆる雲錦手は、後世犬山焼の象徴となった。また、犬山八景を酒器に描いたのも道平が最初であった。 「智見」の文字が刻まれた墓石は、道平とともに丸山窯の復興に努めた惣兵衛の墓に接して建てられている。

⑮ 田中天神跡（市史跡）	
	昭和54年（1979）12月25日指定。 田中天神は、稲木神社の俗称である。祭神は、大中津日子命・少彦名命及び菅原道真を相殿の祭神として合祀している。 この地は、古くから人の住み着いたところであったが、天神川と青木川の氾濫の被害が少なくなかったため、住民の大部分は富岡に移住し、残った人々もことごとく余坂、木ノ下、外町へ移ってしまった。 移住後も田中天神は鎮座していたが、参詣の便が悪いとのことから明和4年（1767）余坂の現在地に遷座した。跡地には小社と「旧稲木神社・寛政壬子五月」（一七九二）と刻まれた石柱が建てられている。
⑯ 木ノ下城跡（市史跡）	
	昭和54年（1979）12月25日指定。 木ノ下城跡は、東西約200メートル、南北約350メートルの規模であったといわれる。 応仁の乱の頃、山名の一党である美濃の斎藤氏が、細川の与党斯波の領国尾張を攻撃しようと犬山をうかがっていた。これに対し、斯波の臣織田広近は文明元年（1469）木ノ下村に城塞を築き守った。これが木ノ下城の始まりであるといわれる。以後、代々織田氏が居城したが、六代信康（信長の父信秀の弟）が木曾川畔の今の地に城を移し、木ノ下城を廃城にした。
⑰ ヒトツバタゴ自生地（国天然記念物）	
	大正12年（1923）3月7日指定。 ヒトツバタゴはモクセイ科の植物で、別名「なんじゃもんじゃ」。文政5年（1822）、本草学者水谷豊文によって発見され、大正11年（1922）に当時の内務省から依頼を受けた岐阜中学校の波磨実太郎教諭が本宮山麓を散策して再発見した。集団で自生が確認されるのは珍しいとされる。

・ 民俗文化財

⑱ 犬山祭の車山行事（国重要無形民俗文化財）	
	平成18年（2006）3月15日指定。 針綱神社の祭礼として寛永12年（1635）に始まったと伝えられる。祭りに参加する町内は、犬山城下の針綱神社の氏子域からで、現在は13町内から出される車山のほか、3町内から練り物が出され、計16町内が参加している。平成28年（2016）に全国33件の「山・鉦・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録された。

⑱ 犬山祭の山車（県有形民俗文化財）	
	昭和 39 年（1964）10 月 14 日指定。 犬山祭の 13 輦の車山のうち 12 輦は三層構造で、その高さは約 8 メートルある。一層目の「下山」には囃子方、二層目の「中山」にはからくり人形の操り方が乗る。からくり人形は唐破風を四本柱で支える三層目の「上山」で演じられる。残る一輦の船形は犬山で発達した山車形態であることから犬山型と呼ばれる。下山の側面に飾られる水引幕や中山の中幕、各層に付けられる素木や金箔の張られた彫刻など、様々な装飾が施されている。これらの多くは江戸時代後期から明治時代中頃までに、名古屋と犬山の職人の手で製作されたものが多い。 (写真 ◎文化財ナビ愛知)
⑳ 木曽川犬山鵜飼漁法（市無形）	
	昭和 60 年（1985）12 月 26 日指定。 犬山鵜飼は万治 3 年（1660）頃、三代城主成瀬正親が故郷の三河から鵜匠を呼び寄せ保護したことにより本格化した。しかし、六代城主正典は仏教に帰依し、文化 6 年（1809）隠居後、殺生を禁じ、鵜匠を犬山から追放したため、いったん絶えることとなった。 明治 33 年（1900）に再興されたが、漁期が短い、天候や川の状態に左右される等から、漁業としての鵜飼は成り立ちにくくなり、観光鵜飼へと移っていった。 昭和 39 年（1964）からは、観光鵜飼を市の事業としている。
㉑ 尾張富士の石上げ祭（県無形民俗文化財）	
	令和 5 年（2023）8 月 4 日指定。 石上祭は、8 月の第 1 日曜日に行われる尾張富士大宮浅間神社の祭礼で、尾張の三大奇祭に数えられる。 この祭は山の背比べ伝説に由来し、御祭神木花開耶姫命の神意に沿うべく献石を始めたと言えられ、大正時代には盛んに行われた。 棒に括りつけられた献石は、大きさにより 4 人、8 人、16 人、32 人の石連により担がれ、石上げ唄に合わせながら険しい参道を運ばれる。夜には、大縄に火を点けた松明を結びつけ、振り回しながら山頂から麓まで下りる火振りの神事が行われる。

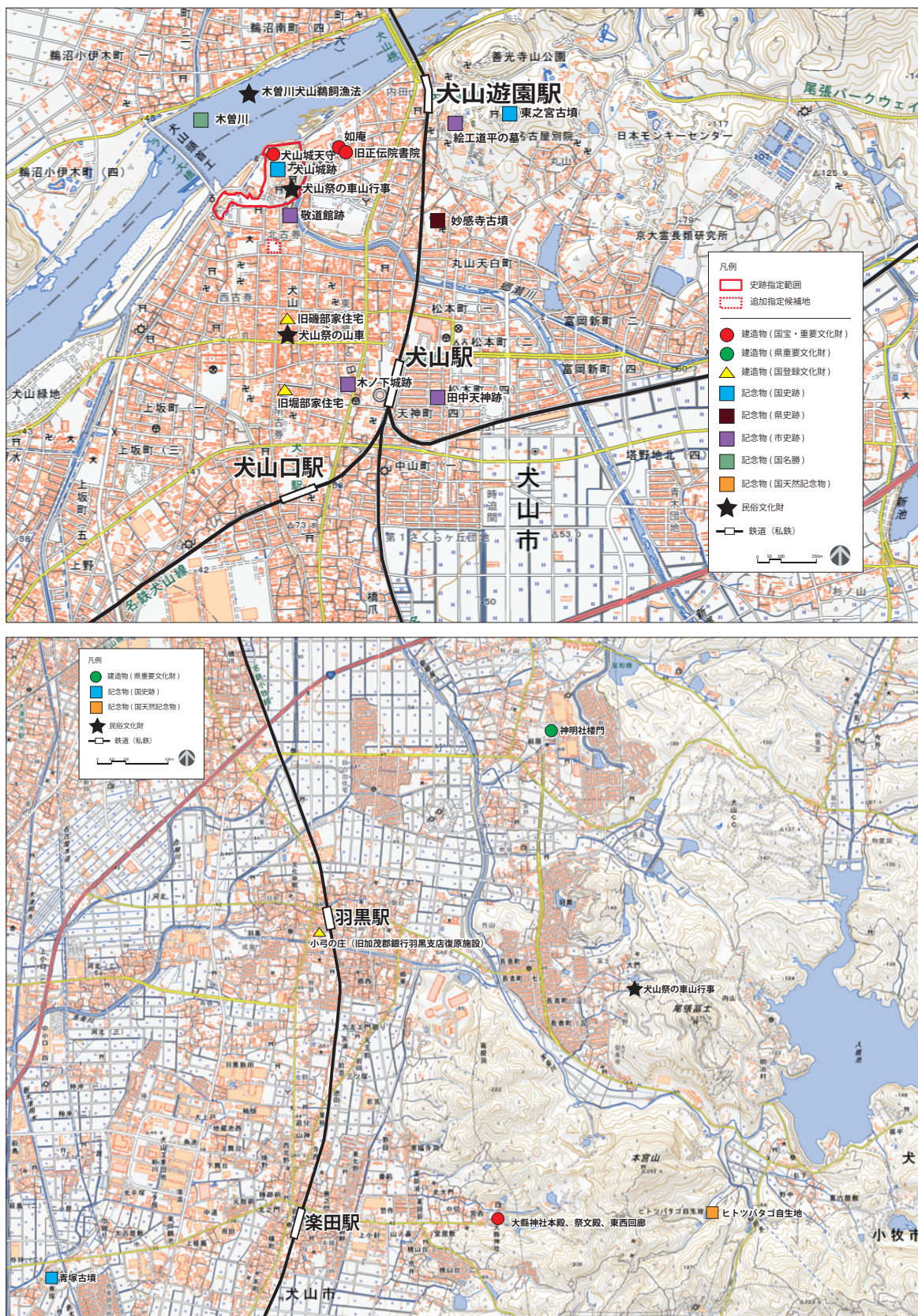


図 2.6 犬山市域に所在する主な指定及び登録文化財（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

第2章 計画地の現状

2-3 社会的環境

2-3-1 位置

犬山市は、愛知県の北西部に位置し、東経 136 度 56 分 39 秒、北緯 35 度 22 分 43 秒にあり、東西約 12.3 キロメートル、南北約 12.6 キロメートルに広がる、総面積 74.90 平方キロメートルの市である。北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市、東は岐阜県可児市・多治見市、南は愛知県小牧市・春日井市、西は扶桑町・大口町と隣接している。昭和 29 年（1954）4 月に犬山町、羽黒村、楽田村、城東村、池野村の 5 つの町・村が合併し、誕生した。市域の北部を流れる木曽川は全長約 230 キロメートルの一級河川であり、岐阜県との県境をなしている。特に流域の中で可児市から犬山市までの区間は、木曽川沿岸の風景がヨーロッパ中部を流れるライン川の絶景に似ていることから、大正 2 年（1923）に地理学者の志賀重昂により「日本ライン」と命名された。木曽川は犬山市から濃尾平野に向かって流れ、平野を潤しながら長良川、揖斐川とともに伊勢湾に注いでいる。市域の東部には標高約 130 メートルから 200 メートルの愛岐丘陵が、西部には木曽川の運んできた砂礫によって形成された大規模な犬山扇状地が広がる。愛岐丘陵と犬山扇状地との間には、「犬山台地」と呼ばれる標高約 40 メートルから 80 メートルの台地が広がり、その台地上に犬山市街地が発達している。史跡犬山城跡は、木曽川沿いに接する標高約 85 メートルの通称「城山」と呼ばれる独立した丘陵を中心とし、その南側に城郭が形成されている。山頂部分に天守を構え、天守の背後は木曽川まで落ちる断崖となっている。

2-3-2 人口・産業

犬山市域は 5 つの地区（犬山、羽黒、楽田、城東、池野）に分けられ、総人口は 71,286 人（令和 7 年 3 月 1 日現在）である。犬山市の人口は、平成 21 年（2009）の 75,864 人をピークに減少傾向に転じ、令和 42 年（2060）には約 51,000 人まで減少するものと推計されている。

人口構成を年齢別に見ると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）がともに減少傾向にあり、65 歳以上の老年人口は年々増加しており、将来、より一層少子高齢化が進むことが予測されている。犬山市の産業別就業者の割合は、令和 2 年度（2020）の国勢調査によると、就業者 34,636 人のうち、農林水産業などの第一次産業 419 人（1.2 パーセント）、食料品や各機械器具製造業などの第二次産業 11,693 人（33.8 パーセント）、そして卸売業・小売業やサービス業などの第三次産業 21,608 人（62.4 パーセント）となっている。第三次産業に従事する就業者の割合が、近年の観光客の増加に伴い増加傾向にある。

2-3-3 広域及び史跡周辺の交通網

犬山市と他圏域を結ぶ交通機能としては、国道と鉄道が整備され、交通至便の土地となっている。道路網は国道 41 号が市域のほぼ中央を東西に走り、名古屋市を起点として、岐阜・富山方面を結び、また東名・名神高速道路、中央自動車道インターチェンジが至近にある。鉄道網は、市内に 7 つの駅を配し、名鉄犬山線・小牧線により名古屋まで約 25 分で結ばれるほか、名鉄各務原線により岐阜市と約 25

分で結ばれている。このように、犬山市は日本の三大都市圏の一つである中京圏を形成する名古屋市から約25分という立地にあることから、名古屋都市圏のベッドタウンとしても機能している。また名鉄広見線が犬山市を起点として可児・御嵩を結び、名鉄犬山線とJR高山本線を連絡して高山方面に通じるなど、利便性の高い地域になっている。

史跡犬山城跡は、市街地の北に岐阜県との北の県境にある木曽川を背にして所在し、名鉄犬山駅西口から約1.6キロメートル、徒歩で約21分の場所に位置する。史跡への来訪者の主な交通手段として、わん丸君バス（犬山市コミュニティバス）、自家用車、タクシーが挙げられる。わん丸君バスは犬山市内全域に8路線運行しており、いずれの路線も犬山駅やその他の鉄道駅を経由している。大人1日200円（子供は100円）で、土曜日・日曜日を除く平日と祝日に運行している。犬山城跡へは犬山駅から市域の北部へ運行している「内田線」で所要時間10分弱であり、停留所が史跡南側縁辺部の城前広場に設置されている。自家用車での来訪のために、犬山城周辺には第1駐車場～第3駐車場の3カ所の駐車場が設置されており、駐車場の混雑状況は犬山観光情報のホームページで確認できる。史跡南側縁辺部の向かい側（史跡外）にある犬山城第1駐車場（通称キャッスルパーキング、140台（バス10台）駐車可能）が史跡に最も近く、この第1駐車場と犬山城から徒歩8分の内田防災公園西側にある第2駐車場（123台収容可能）は、入庫が午前8時30分から午後9時まで、出庫が24時間可能で利便性が高い。さらに、犬山城まで徒歩約20分の犬山市役所には第3駐車場（150台収容可能）が整備されている。

また、史跡指定地南側の「追加指定候補地」は犬山城下町のメインストリートである本町通りの中間地点に位置している。コミュニティバスの運行ルートには含まれていないが、名鉄犬山駅から約1キロメートル、徒歩で13分という徒歩圏内に位置する。本町通り周辺は都市計画法による用途地域のうち、「近隣商業地域」に分類されており、特に通り沿いは観光客相手の店舗、レストラン等が軒を連ねている。それゆえ、観光名所としてのポテンシャルも有している。

さらに、史跡及び追加指定候補地周辺には観光施設のほかにも、「城とまちミュージアム（犬山市文化史料館本館）」、「IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房（犬山市文化史料館南館）」や「旧堀部家住宅」、「旧磯部家住宅」等の文化施設も所在している。

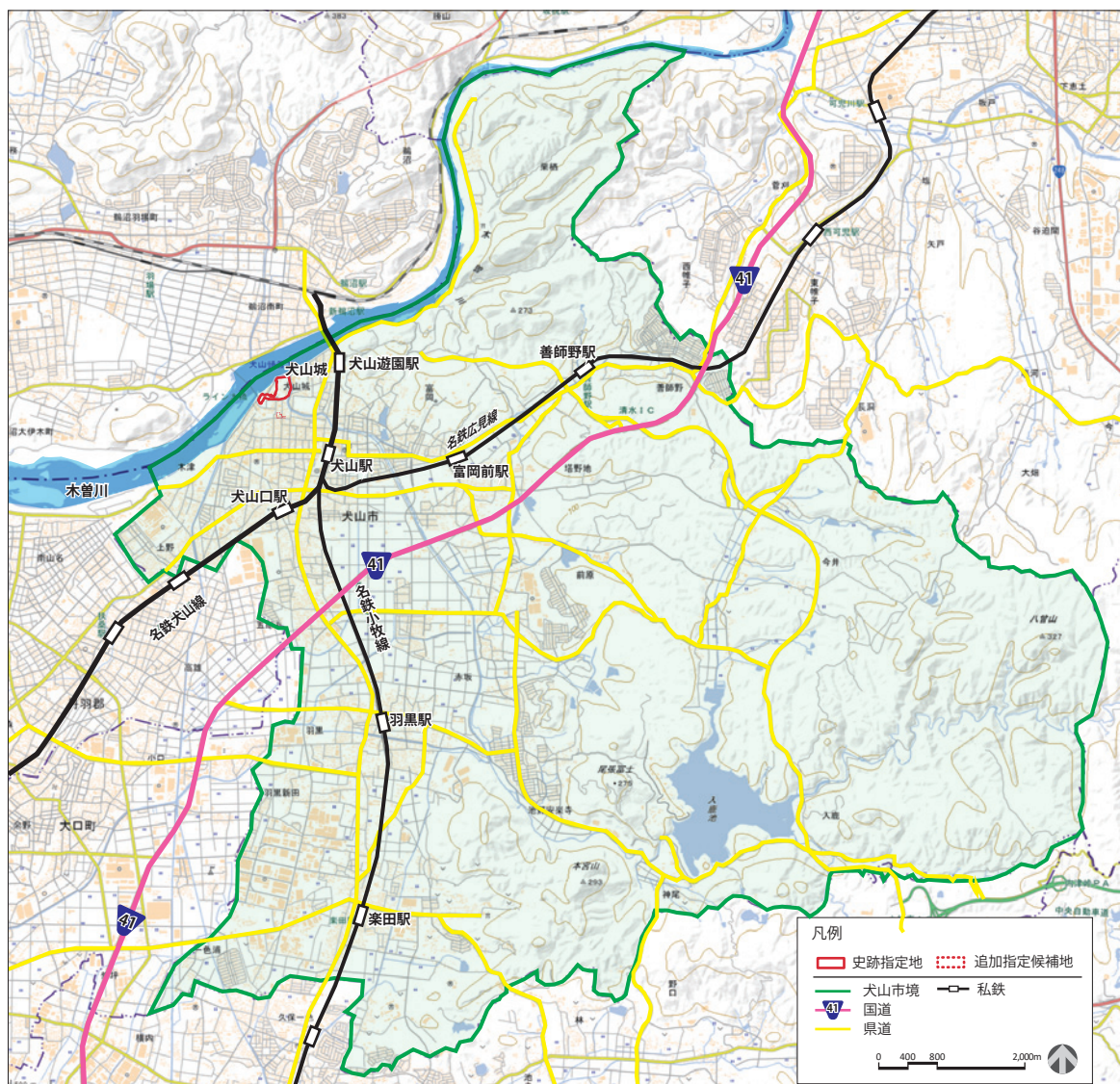


図 2.7 犬山市域における広域交通網（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

2-3-4 犬山市の観光動向と文化観光資源の分布状況

（1）犬山市の観光動向

犬山市の観光入込客数統計によると、平成 23 年（2011）の約 542 万人から令和元年（2019）の約 563 万人とおおむね横ばい傾向であり、令和 2 年（2020）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け全体の入込客数総計は激減した。

主な観光施設の入込客数は犬山成田山（成田山名古屋別院大聖寺）が最も多く、例年 150 万人を越え、特に初詣のある 1 月は 1 ヶ月で 100 万人を超える来客がある。犬山城登閣者数は平成 23 年（2011）の約 42 万人から令和元年（2019）の約 59 万人と増加傾向にあった。

令和元年（2019）に犬山市が主な観光施設において来訪者に実施したアンケート調査によると、犬山

市への来訪者は日帰り客の割合が多く、82.5 パーセントであった。またそれら日帰り客の市内滞在時間は4時間未満が全体の44.3 パーセントを占めており、それほど長時間滞在しない傾向が伺えた。

犬山市来訪の主目的についてみると、来訪者の63.5 パーセントが複数の場所に立ち寄るのではなく、1カ所のための立ち寄りに限る傾向にあることがわかった。調査地点別の来訪者の主目的をみると、犬山城は、「他にも目的の場所がある」の割合が74.5 パーセントと高い一方、リトルワールドや日本モンキーパークでは、「ここだけが主目的」の割合が9割以上を占め、市内を周遊している人が少ないといえる。また犬山城と城下町の関係性でみた場合、城下町を訪れて犬山城にも登閣する人は34.4 パーセントで、城下町を通して天守の登閣へと誘導できるような方法を検討する必要があると考えられる。さらに城下町や入鹿池では、「他の場所が主目的で、ここはついでに訪れた」という来訪形態が一定数あった。

来訪者の観光満足度と再来訪の意向については、約9割近くの人が来訪に満足しており、約80 パーセントの来訪者が再来訪を望んでいることがわかった。再来訪意向を調査地点別にみると、「大変そう思う」に比較的高い数値を示したのは、「入鹿池（59.8 パーセント）」、「博物館明治村（53.7 パーセント）」、そして「栗栖園地（51.9 パーセント）」の順であった。ほかに、「犬山城（43.7 パーセント）」や「城下町（65.5 パーセント）」は「そう思う」に占める割合が高かった。

以上のような観光における現状の中、日帰り観光客の滞在時間延長と宿泊者数の増加が課題の一つとなっており、滞在時間の延長を推進するために複数箇所立ち寄りによる市域の回遊性を高める必要性が求められている。特に犬山城、犬山城下町、木曽川河畔は徒歩圏内に関連し合う3つの主要な文化観光資源が分布しており、これらの回遊性を高めることは宿泊者数の増加にもつながると考えられる。

木曽川では3月中旬から5月初旬までの「犬山城遊覧船」と11月の紅葉の時期に運行される「犬山周遊船」が、また、6月1日～10月15日には、1300年の伝統漁法である「鵜飼」を昼と夜で楽しめる「木曽川鵜飼プラン」も提供されている。

犬山市域にはこのほかにも文化観光資源となり得る豊富な指定・未指定の文化財が点在しており、これら観光資源間の回遊性を高めることが重要である。また回遊性の向上を担保するための宿泊施設として、特に観光における中心地域となる犬山城周辺には、「ホテルインディゴ犬山有楽苑」や「灯屋迎帆楼」があり、また市域の観光施設へのアクセスの拠点となる名鉄犬山駅西口には「ホテルミュー스타イル犬山エクスペリエンス」が令和3年（2021）に建設されている。これら既存の宿泊施設のみならず、新たな施設の拡充とそれらとの連携も密にすることで、観光による地域経済の活性化とまちづくりの発展、ひいては犬山市の魅力向上につながると考えられる。

（2）文化観光資源の分布状況

犬山市内には犬山城のほかに、様々な文化観光資源が多数分布しており、一年を通して多くの観光客が訪れる。史跡指定地及び追加指定候補地周辺には、犬山城の歴史に関連する文化観光資源や指定・未指定に関わらず有形・無形の文化財が所在している。また、広域交通圏に目を向ければ、様々なテーマパークなどの文化観光資源が点在している。これらは史跡及び追加指定候補地との周遊や連携の上で重要な役割を持つと考えられる。

第2章 計画地の現状

よって本項では、史跡指定地及び追加指定候補地周辺に所在する文化観光資源（表 2.3）と、広域交通圏に所在する文化観光資源（表 2.4）とその概要を整理する。なお、表 2.4 の中の 12 番～14 番の門は犬山市外に位置しているが、これらは犬山城から移築された門及び櫓であると伝えられているものであるため、広域交通圏に所在する文化観光資源としてまとめることにする。文化観光資源の分布状況については図 2.8～図 2.12 に示す。

表 2.3 史跡指定地及び追加指定候補地周辺に所在する文化観光資源とその概要

1	針綱神社	所在：犬山市大字犬山字北古券 65-1
		太古より犬山の峰（現在の犬山城天守付近）に鎮座され、濃尾の総鎮守であった。創建年は不明であるが、延喜式に記載があることから1000年以上犬山の地に鎮座していると考えられる。古くは現在の犬山城天守付近に鎮座していたが、天文初年頃の犬山城築城に際し、白山平（現在地より東方にある山）に遷座された。その後、慶長11年（1606）市内名栗町に遷座され、さらに明治15年（1882）、現在の地に遷座された。
2	犬山神社	所在：犬山市大字犬山字北古券 12 番地
		初代成瀬正成以降の歴代犬山城城主を祀るほか、戊辰戦争から太平洋戦争までの戦没者を祀る。
3	三光稲荷神社	所在：愛知県犬山市犬山北古券 41-1
		創建は天正14年（1586）と伝わるが定かではない。犬山城内三狐尾寺山（現在の丸の内緑地公園内）に鎮座し、古くから織田信長の叔父織田信康の崇敬が厚く、また犬山城主成瀬家歴代の守護神として祀られている。
4	丑寅櫓跡	所在：犬山市大字犬山字北古券
		犬山城が所在する城山北麓の東端に位置していた櫓の跡。現在、建造物は残っておらず、櫓台石垣の一部のみが残る。

5	三光寺遺跡	所在：犬山市大字犬山字北古券
		三光寺御殿は、城代などを務める上級家臣の屋敷地であった場所に、三代成瀬正親により享保 18 年（1733）に建設された。完成後は成瀬氏の犬山における住まいとなった。天保 13 年（1842）の犬山大火で焼失したが建て直され、同 14 年（1843）には尾張藩主徳川斉荘を迎えて、盛大な茶会が開かれたとの記録がある。平成 7 年（1995）に実施された発掘調査で、御殿、番所、堀、井戸、排水溝跡等の遺構が検出されたが、現在は埋め戻され、キャッスルパーキングとなっている。
6	三之丸武術稽古場跡	所在：犬山市大字犬山字北古券
		敬道館の北側に隣接していた武道場跡。
7	犬山城下町と本町通り	
		犬山城の創建に伴い、商人や職人の同業者を近くに住まわせ、町の発展を促したとされ、鍛冶屋町・魚屋町などの町名に名残が見られる。町の中央部に町人町を置き、それを囲むように侍町を配置したほか、城下町の外周を木戸や堀、土塁等で取り囲む総構の城下町として守りを固めていた。現在も江戸時代と変わらない町割りがそのまま残る。城下町の中心を南北に走る本町通りはかつての大手道である。大手道の北端の最高所に天守がある。
8	木曽川遊覧船	所在：木曽川河畔
		例年 3 月から 5 月までと、11 月に運行される遊覧船事業。犬山城下の犬山城港から乗降し、木曽川中流域を約 40 分間遊覧する。
9	日本庭園 有楽苑	所在：犬山市犬山御門先 1 番地
		犬山城の東に所在する、昭和を代表する建築家、堀口捨己の監修によって築造された日本庭園である。有楽苑内には、国宝 如庵、重要文化財 旧正伝院書院、古図により復元された元庵、茶会のために建てられた弘庵などがある。 如庵は、茶の湯の創世期に尾張の国が生んだ大茶匠・織田有楽斎が建てた茶室で、昭和 11 年（1936）に国宝の指定をうけた茶道文化史上貴重な遺構である。明治維新後、如庵は各地を点々としたが、昭和 47 年（1972）に現在地に移築され、その際に如庵が京都にあった時代の庭園が可能な限り再現されている。

第2章 計画地の現状

10	常満寺山門（国登録有形文化財）	所在：犬山市大字犬山字西古券
		犬山城の「松の丸裏門」（松の丸北東隅）が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。 （撮影 麓 和善氏）
11	瑞泉寺山門	所在：犬山市大字犬山字瑞泉寺
		城山の東麓に設けられた馬出の西側に土塁が築かれ、その土塁上に石垣を築いて内田門が設けられた。廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。 （撮影 麓 和善氏）

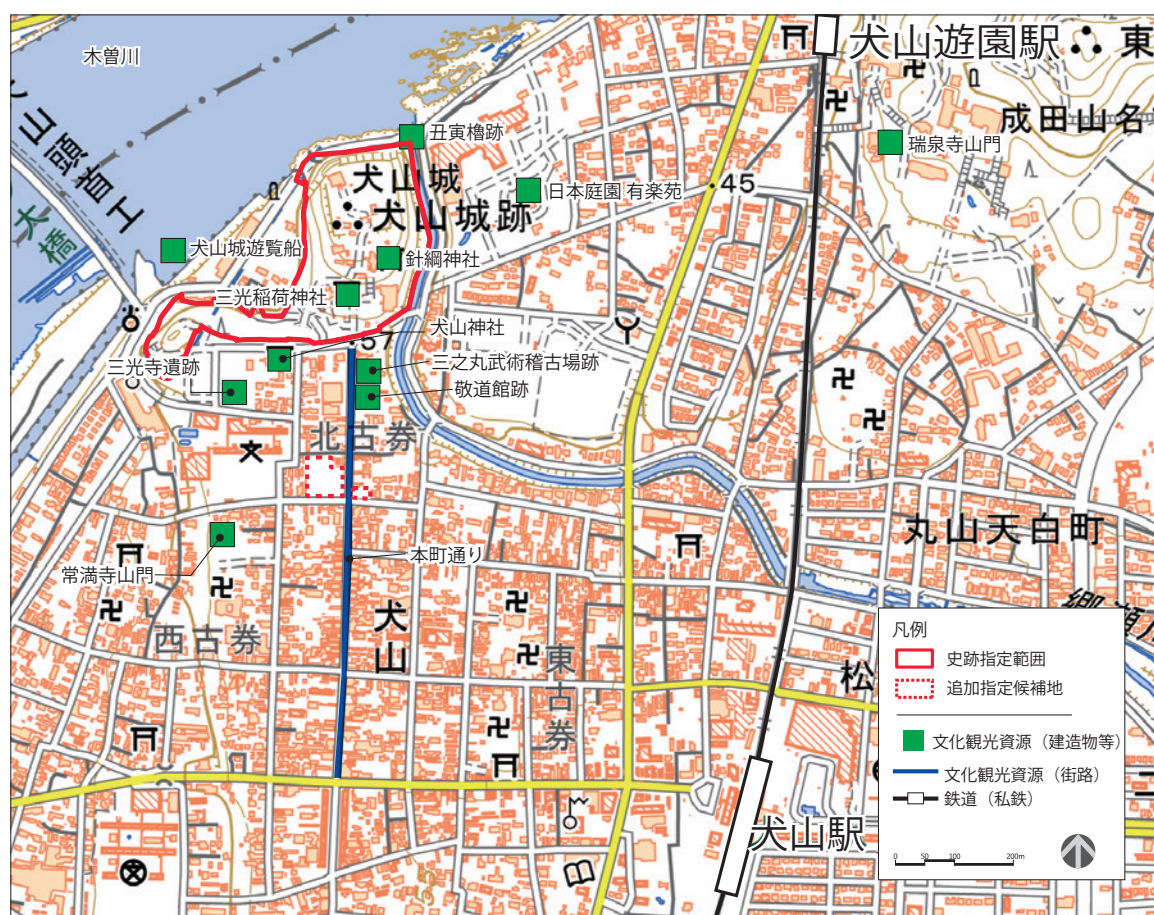


図 2.8 史跡指定地及び追加指定候補地周辺に所在する文化観光資源（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

表2.4 広域交通圏に所在する文化観光資源とその概要

1	博物館 明治村	所在：犬山市字内山 1 番地
	昭和 40 年(1965)に開業した、明治時代の建造物等を移築して、保存展示している野外博物館。管理運営は公益財団法人明治村が行っている。建造物等のほかに、明治時代の歴史的資料を収集し、社会文化の向上に寄与することを目的としている。現在、67 件（蒸気機関車等も含む）の建造物が展示されている。移築された建物には重要文化財に指定されたものが 11 件（14 棟）あり、それ以外のほとんどの建物も登録有形文化財になっている。	
2	日本モンキーパーク	所在：犬山市犬山官林 26 番地
	昭和 35 年（1960）に開業した遊園地。名古屋鉄道の子会社である名鉄インプレスによって運営・管理されている。犬山城、明治村、リトルワールドとともに犬山駅を拠点とした、沿線レジャー事業の一帯を形成している。	
3	日本モンキーセンター	所在：犬山市大字犬山官林 26 番地
	公益財団法人日本モンキーセンターが運営するサル類専門の動物園。運営の中心は京都大学ヒト行動進化研究センターで、サルに関する総合的な研究及び野生ニホンザルの保護等を目的として設立された。世界にも数少ないサル専門の動物園であり、生きた霊長類の展示施設としては世界最大の規模を誇る。霊長類研究においては世界的に有名である。	
4	野外民族博物館リトルワールド	所在：犬山市今井成沢 90-48
	世界各地から集められた約 6,000 点もの民族資料を展示した本館展示室と 23 カ国 32 の家屋が立ち並ぶ野外展示場で構成された野外民俗博物館。世界のグルメの食べ歩きや民族衣装、エンターテイメントなど、世界の文化を五感で体験することができる。	
5	犬山成田山 大聖寺	所在：愛知県犬山市犬山北白山平 5
	真言宗智山派大本山成田山新勝寺（千葉県成田市）の名古屋別院であり、不動明王尊を本尊とする。昭和 28 年（1953）に本堂が建立、同年に入仏落慶大法会が奉修され、大本山成田山名古屋別院大聖寺（通称犬山成田山）が開創された。犬山市における観光施設の入込客数としては最大で、例年 150 万人を超える。	
6	お菓子の城	所在：犬山市新川 1-11
	お菓子作りの体験ができるテーマパーク。衣装レンタルやお菓子の食べ放題等がある。	
7	青塚古墳史跡公園	所在：犬山市字青塚 22-3
	墳長 123 メートル、高さ約 12 メートルの前方後円墳。東海地区最大級の大きさを誇り、昭和 58 年(1983)に国史跡として指定された。大縣神社の御祭神である神裔大荒田命の墳墓であるといわれている。天正 12 年（1584）の小牧・長久手の戦いの際に羽柴秀吉陣営の砦として使用されたことから、「青塚砦」とも呼ばれていた。現在は史跡公園として、ガイダンス施設を併設し、本古墳のみならず周辺地域に所在する古墳に関する展示も行われている。	
8	入鹿池	所在：愛知県犬山市堤下 60
	飛騨木曾川国定公園内にある人工の農業用ため池。その歴史は古く、新田開発の一環として寛永 10 年（1633）に築造された。平成 22 年（2010）に農林水産省のため池百選に選定、平成 27 年（2015）には国際かんがい排水委員会による世界かんがい施設遺産にも登録された。ボート、わかさぎ釣りも楽しめる観光地でもある。	

第2章 計画地の現状

9	桃太郎神社（桃太郎公園）	所在：犬山市栗栖大平 853
	昭和5年（1930）鎮座。この神社の位置する木曽川沿岸に桃太郎誕生地伝説があり、鬼退治をした桃太郎は桃の実から現れた大神実命であると伝えられ、祭神となっている。神社奥の桃山は桃太郎が最後に姿をかくしたところと伝えられ、太古からこの山をご神体として地域信仰の対象となっている。神社周辺にある桃太郎公園とともに紅葉の名所となっている。	
10	寂光院	所在：犬山市継鹿尾山杉ノ段 12
	八葉蓮台寺寂光院は、白雉5年（654）に孝徳天皇の勅願寺として道昭により創建された。この寺は、尾張国や清洲の鬼門に位置しており、鬼門鎮護のため、織田信長や徳川義直から寺領の寄進や諸役の免除を受け保護されてきた。本堂、随求堂、弁天堂、山門は国の登録有形文化財である。そのほか、寺所蔵の「千手観音二十八部衆像」「道昭和尚画像」「織田信長画像」「継鹿尾山図」は市の有形文化財に指定されている。	
11	専修院山門（扶桑町指定文化財）	所在：丹羽郡扶桑町柏森
		犬山城の大手道上にあった4つの門のうち、第3の門である「矢来門」が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。 (撮影 麓 和善氏)
12	徳林寺山門（大口町指定文化財）	所在：丹羽郡大口町余野
		犬山城の大手道上にあった4つの門のうち、第2の門である「黒門」が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。 (撮影 麓 和善氏)
13	浄蓮寺山門（一宮市指定文化財）	所在：一宮市千秋町
		犬山城の「松の丸門」（松の丸北西隅）が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。 (撮影 麓 和善氏)
14	運善寺山門（一宮市指定文化財）	所在：一宮市浅井町
		廃城後に犬山城から移築された門と伝わるが、同定されていない。 (撮影 麓 和善氏)

※11～14の所在地については犬山市域外であるため、図2.12を参照。

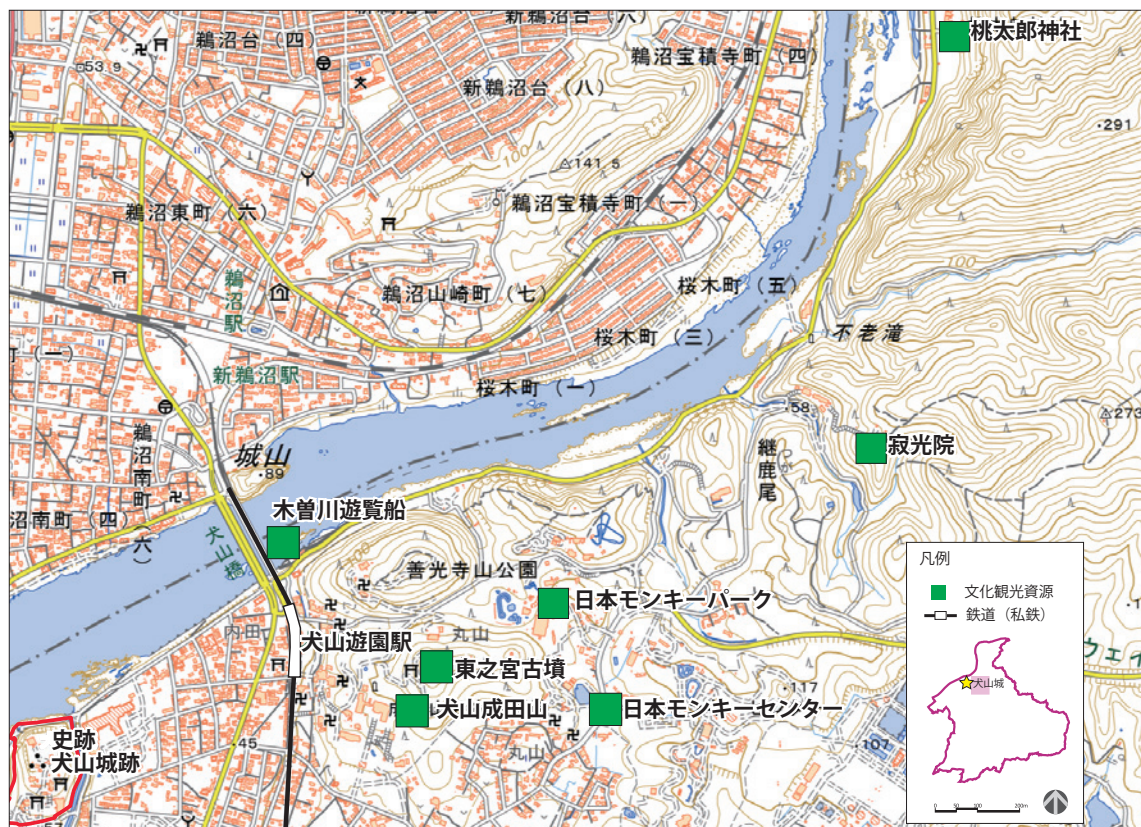


図 2.9 広域交通圏に所在する文化観光資源（犬山市北部）（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

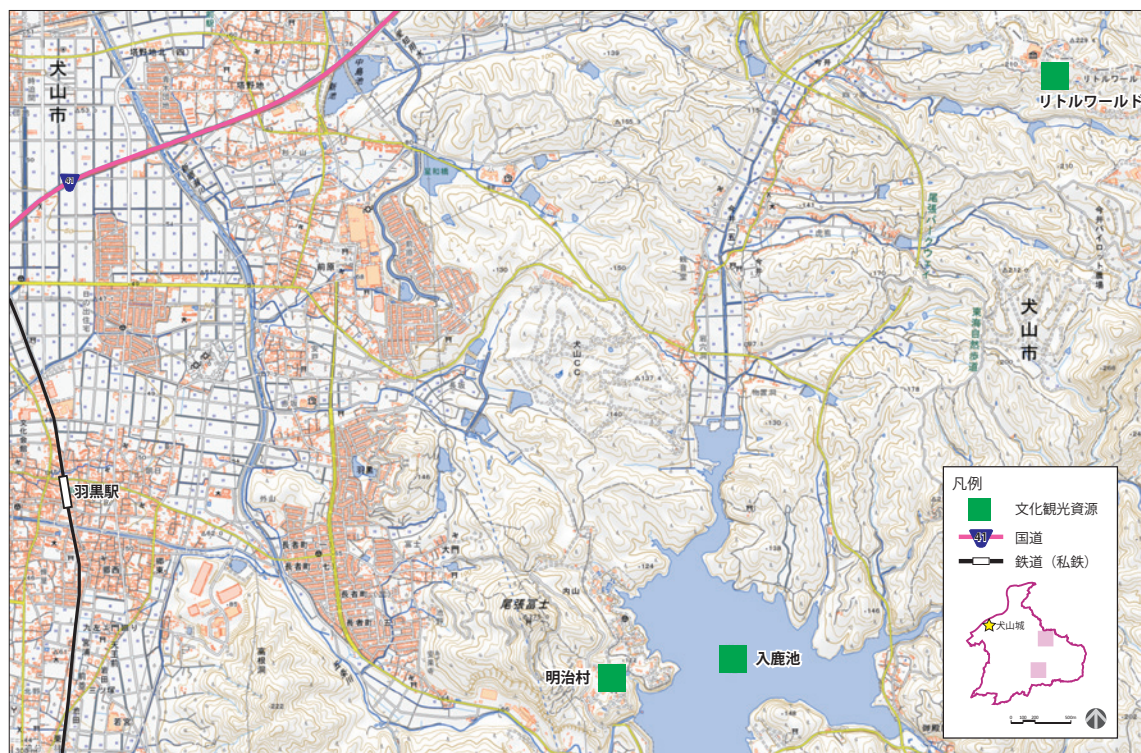


図 2.10 広域交通圏に所在する文化観光資源（犬山市東部及び南東部）（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

第2章 計画地の現状

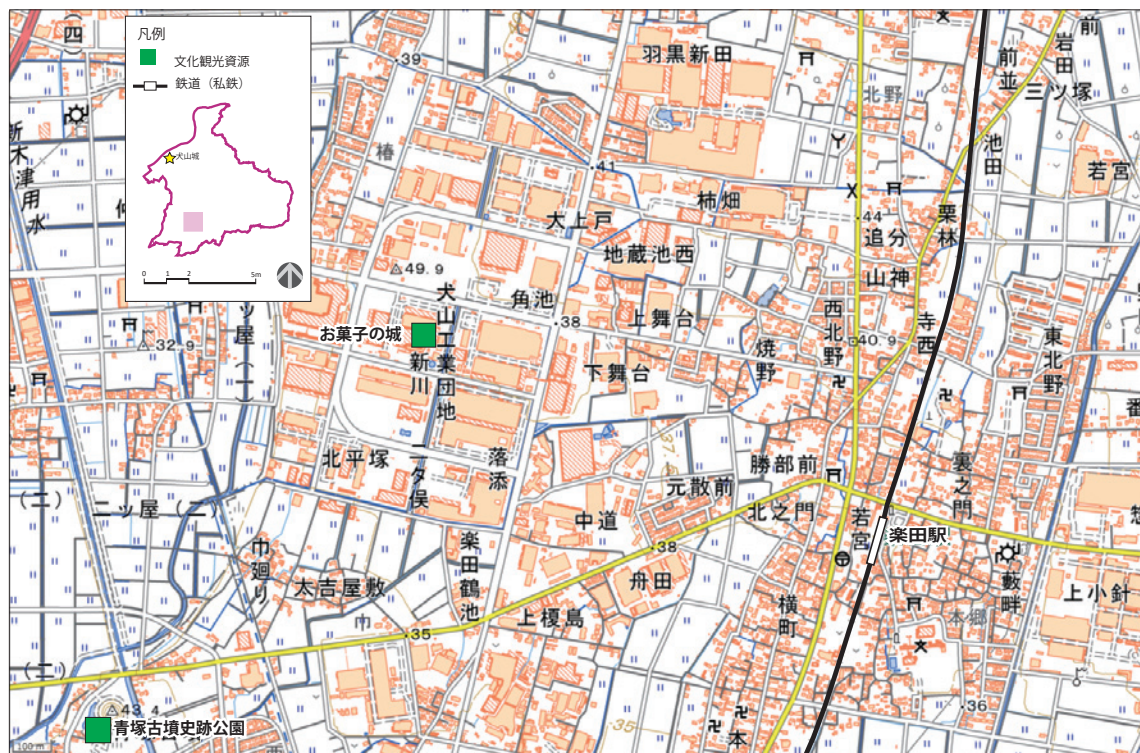


図 2.11 広域交通圏に所在する文化観光資源（犬山市南部）（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

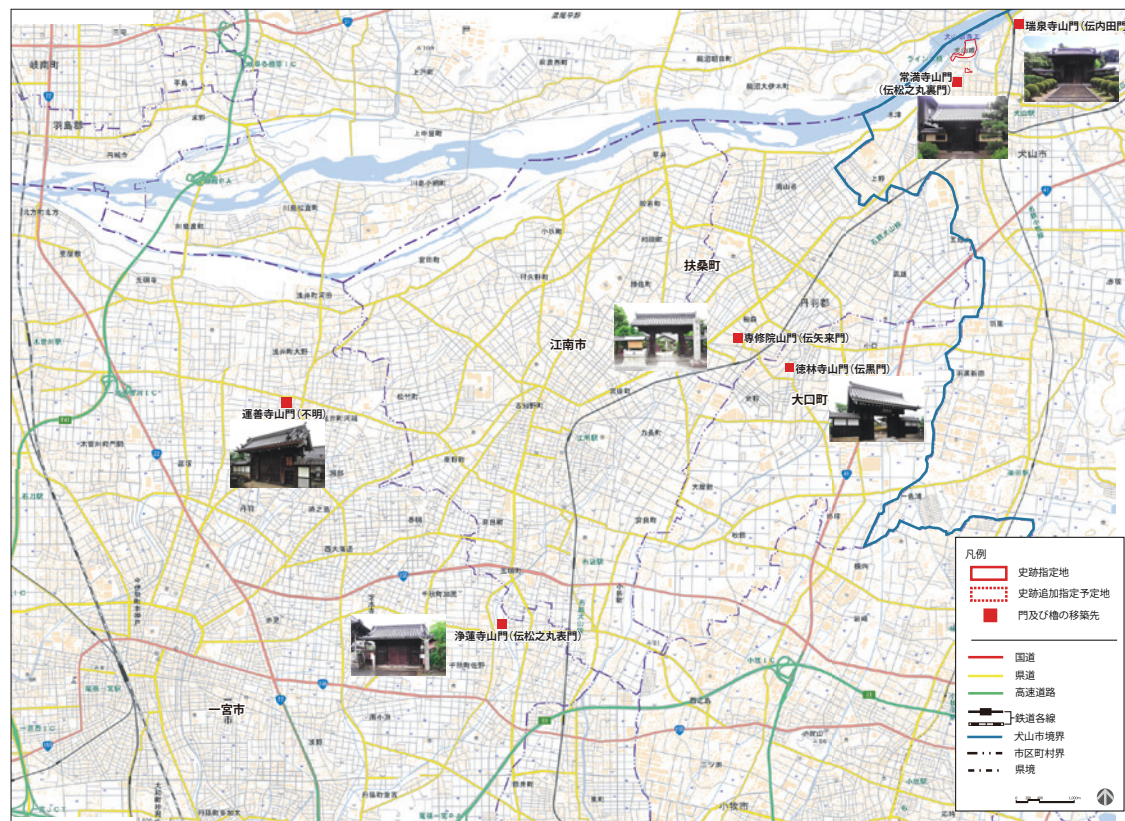


図 2.12 移築された門等の所在地（見学可能なもの）（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

2-3-5 史跡犬山城跡周辺における文化施設・展示関係施設・学校教育施設等の概要

犬山市域には、様々な種類の文化施設、展示関係施設及び学校教育施設等が存在する。これらの施設は、市域の多様で豊富な文化的・歴史的価値を地域の人々が互いに共有し、次世代を担う子どもたちにその価値を継承し、重要な地域のシンボル、アイデンティティの醸成につなげていくために連携すべき重要な活用拠点となる。

様々な種類の施設との連携も含めた日常的な一体的利活用を考慮すると、アクセスのしやすさは重要なポイントであるため、本項ではその中から、史跡指定地の近隣に所在する施設を取り上げ、施設の役割、機能及び活動について整理する。また、学校教育施設については、文化的・歴史的価値の継承という点から将来にわたって連携をしていく必要があることから、史跡指定地の近隣・広域に限らず、市域の小・中学校及び高等学校の情報を掲載する。

下記のA～Cの3点の基準の下、史跡指定地近隣に所在する文化施設、展示関係施設、学校教育施設を列挙する。

- A. 文化施設：市域の文化財や歴史等に関する資料を収蔵し、展示・公開、また調査研究等を行っており、地域の文化活動へ大きな役割を担う施設
- B. 展示関係施設：犬山市域の生活・歴史・文化等を紹介する施設
- C. 学校教育施設（小学校・中学校・高等学校）：児童、生徒に学校の教育課程として行われる教育活動を行う施設であり、将来的に地域の文化遺産の継承と発展に向けた人材育成の役割を担う機関

表 2.5 史跡周辺における文化施設・展示関係施設・学校教育施設等の概要

A. 文化施設		
1	城とまちミュージアム (犬山市文化史料館本館)	所在：犬山市大字犬山字北古券8番地
		犬山市文化史料館は、城山の南にある。 平成23年(2011)から24年(2012)にかけてリニューアルした本館は、犬山城と城下町の総合的なガイダンス施設である。エントランスホールでは、城と城下町の大模型やハイビジョン映像などを観覧することができ、この地域の今と昔を比較しながら楽しく学ぶことができる。また、展示室では武家と町人の生活文化に関する館蔵品や寄託品、成瀬家が所有していた貴重な文化財などが展示公開されている。
2	IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房 (犬山市文化史料館南館)	所在：犬山市大字犬山字北古券8番地
		令和2年(2020)開館。犬山祭の山車からくりの古人形や座敷からくりをはじめ、からくり文化にまつわる様々な資料を展示している。からくり人形の操作実演や、九代玉屋庄兵衛氏によるからくり人形の製作公開なども行っている。

B. 展示關係施設

1	中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）	所在：犬山市大字犬山字東古券 62 番地
		平成 12 年（2000）に開館。ユネスコ無形文化遺産に登録された犬山祭で曳かれる車山を常時観覧でき、地域活性化を目的とした施設として建てられた。館内では、城下町の町屋を再現し、350 年の歴史と豪壮さで知られる犬山祭の車山 13 輛の車山のうちの 4 輛が展示されたり、犬山祭に関する資料や映像なども展示されている。施設の管理は地元町内会に委託されている。来訪者の休憩スペースとして、また地域住民の交流の場やまちづくりの活動拠点としても利用されている。



図 2.13 史跡犬山城跡周辺における文化施設・展示関係施設（電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成）

C. 学校教育施設(小学校・中学校・高等学校)

- ・市内の小学校３・４年生の社会科学習の副読本『わたしたちのまち犬山』に犬山城が掲載されており、郷土の文化財として犬山城に興味を持つきっかけとなっている。
- ・市内の中学校、高校からの依頼により、犬山城の歴史を知ることのできる体験学習の機会として職場体験を受け入れている。城内の維持管理・運営業務等を体験しながら、犬山城の歴史を知る機会となり、興味をもつきっかけとなっている。

小学校

1 犬山北小学校	2 犬山南小学校	3 城東小学校	4 今井小学校
5 栗栖小学校	6 羽黒小学校	7 楽田小学校	8 池野小学校
9 東小学校	10 犬山西小学校		

中学校

1 犬山中学校	2 城東中学校	3 南部中学校	4 東部中学校
---------	---------	---------	---------

高等学校(県立)

1 犬山高等学校	2 犬山総合高等学校
----------	------------

2-3-6 史跡とその周辺環境について連携・協働を行う関連団体

文化財の保存、管理、活用にあたっては、地域住民や市民団体、ボランティア、民間事業者等と連携、協働しながら、取組みを推進することが重要である。文化財やそれを取りまく周辺環境に対してそれぞれの事業や活動と関連づけ、文化財の保存・活用のための様々な知恵や意見を出し合うことで、地域の活性化につながる取組みを続けていくことが各種団体や民間事業者等に期待される役割である。様々な文化、歴史を有し、観光都市でもある犬山市では、個人レベルであるいは行政と連携しながら、多種多様な各種団体、ボランティア等が活動している。各団体は、文化財の保存、管理、活用に向けた取組みを積極的に行っているが、メンバーの高齢化、後継者や新たな担い手不足などの問題を抱えている団体もあり、活動の継続性が課題となっている。

ここでは、特に犬山の文化、歴史、文化財を支える団体、歴史文化に基づいたまちづくりに寄与する団体等とそれらの活動の内容について概観する。

① 講演会や現地見学を通して、地域の歴史とその価値を知り、学ぶことを目的とした団体

- ・ 犬山歴史研究会

月1回の講演会と年2回の史跡をめぐる研修旅行を通して、犬山やその周辺の市町村の歴史を知り、学ぶ団体である。

② 民俗文化財の保存・継承等を中心に活動を行っている団体

- ・ 一般社団法人 犬山祭保存会

寛永12年(1635)に始まった針綱神社の春季祭礼である犬山祭について、祭礼の実行だけでなく保存活動を効率的に行うための保存会組織として、昭和48年(1973)に設立された。国の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産でもある犬山祭を、各団体との協力の下に執行し、市民、来訪者に深い感動を与え、郷土の誇りにふさわしい祭礼とするよう活動している。また、未来を担う児童・青少年の伝統文化継承のための教育活動等も行っている。

第2章 計画地の現状

③ 史跡等に関連する活動を行っている団体

- ・ 特定非営利活動法人 古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク

地域に残る多様な文化遺産、特に古墳や遺跡などを通じて、「文化遺産の見えるまちづくり」の推進と実現を目指しており、平成22年（2010）に設立された。文化遺産のデジタルアーカイブ事業や史跡整備事業等に関するコンサルティング事業、また歴史教育、文化財等の啓発活動支援事業を行っている。

- ・ 犬山城跡整備復元を盛り上げる会（通称：城もり会）

犬山市民と犬山や城下町で事業を営んでいる企業・店舗が一体となって、国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の整備、復元を盛り上げることを目的として設立された。犬山城をはじめとした全国の城郭に関する勉強会や史跡犬山城跡の清掃活動のほか、「犬山城まつり」などの普及啓発イベントを開催している。

④ 地域の歴史、魅力、文化財の価値を来訪者に伝えることを目的とした団体

- ・ 歴史・観光ボランティアガイド ナイスで犬山

郷土の語り部による、犬山城や城下町散策のガイドを行う。申し込みは一般社団法人犬山市観光協会（以下、「観光協会」という。）等で受け付けている。

- ・ 犬山グッドウィルガイド

犬山を外国語で案内するボランティア団体。英語、ドイツ語、中国語、韓国語に対応している。

⑤ 城下町の賑わい創出、観光交流の促進等を目的としたまちづくり団体

- ・ 犬山北のまちづくり推進協議会

平成6年（1994）に城下町北地区の町内会・住民等で組織されたまちづくり推進団体。平成8年度（1996）から始まった城下町地区の整備（どんでん館、大本町通り）において計画策定段階から参加し、旧磯部家住宅復原施設等を活用したまちづくり活動を継続して行っている。

⑥ 犬山城及び城主成瀬家に伝来する美術工芸品・歴史史料の調査研究・保存・公開を目的とした団体

- ・ 公益財団法人 犬山城白帝文庫

犬山城と成瀬家伝来の美術工芸品・歴史史料を調査研究・保存・公開するため平成16年（2004）に財団法人として設立され、平成25年（2013）に公益財団法人に認定された。事務所は旧城内に位置し、史料を展示・収蔵する歴史文化館は犬山市文化史料館本館「城とまちミュージアム」内にある。主な活動は、犬山城及び城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、資料貸出、教育普及などの活動である。また、調査・研究活動の成果は、年1回発行の研究紀要にて発表している。